地名散歩

第52回　地名表記の字も時代につれて……

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

大阪という地名は「天下の台所」の江戸時代に、大坂とも書いた。すべて大坂かといえば大阪も混在していたので、どちらが正しいとは言えないらしい。江戸時代までの日本の地名表記は縛りがそれほどきつくなく、現代の感覚だと「いい加減」にさえ思える。文書に出てくる表記が何通りかある地名は珍しくないので、現在の地図に「大阪城」とあるのを見て間違いだ！　と目くじらをたてることはない。

江戸は東京になったので表記の問題は生じないが、当初は東京と書くことが多かった。京という字を漢和辞典で引いてみると、何のことはない京の俗字だという。ふつう俗字なら画数が少なくなるのに、1本足すとは不思議なことである。この字は民間の市街地図だけでなく、国土地理院の前身である陸地測量部が刊行した明治20年代の地図にも表記されているし、東京の京橋の親柱に彫られている書体も「京橋」だ。

東京、大坂の類は微々たる違いかもしれないが、完全に違う字が並行して使われる例もあったようで、たとえば愛知県知立（ちりゅう）市の知立。この字が使われるのは江戸時代からだそうだが、並行して池鯉鮒の字も用いられている。北斎の五十三次もこの字なので現代人も意外に知っているが、池の鯉（こい）と鮒（ふな）という駄洒落のような字を誰が思いついたのだろうか。『角川日本地名大辞典』の「知立」の項では「知利布、池鯉付、雉鯉府、千鯉鮒、雉鯉鮒、池鯉鮒とも書く」と多種多様な文字遣いがあったことを教えてくれる。コイやフナだけでなく、キジも登場したことがあるようだ。さらに奈良

20万分の1地勢図の前身に記された図名は京の字が俗字の京になっている。図中の府名表記もこの「東京」が記されている。1:200,000輯製図「東京」明治21年輯製

東京湾に面した明治期の千葉郡幕張町付近。大字の地名は馬加で、「マクワリ」とルビが振ってある。海沿いに屈曲するのは千葉街道。1:20,000「検見川」明治42年補測

時代には智立(郷名)、鎌倉時代には智鯉鮒、江戸時代には「池鯉鮒村と書くことが多く」とあり、北斎はこれに従ったのだろう。知立の読みは旧仮名遣いで「ちりふ」だが、この当て字を見ると、昔は実際に「Chirifu」と発音していたのではないだろうか。

同じく東海道の保土ヶ谷もかつては「程ヶ谷」の表記が多かった。江戸時代には例によって双方が使われていたようである。東海道本線に最初に駅ができた時は程ヶ谷の方が採用されたのだが、昭和6年(1931)に現在の保土ヶ谷に改められている。これは行政区画の方が明治22年(1889)の町村制施行以来ずっと保土ヶ谷町、保土ヶ谷区(昭和2年から)の表記を用いたため、これに揃えたのかもしれない。

このような不一致が各地で起きるのも、やはり原初の日本語によって命名された地名(音声のみで伝えられたはず)に、後から上陸した漢字を当てはめたためだろう。大坂のような表意文字が使われたものに大きな違いはないが、特に完全な当て字の知立のようなケースだと、どんな風に変わっていくかは洒落っ気のある当時の知識人(たとえば坊さんなど)のセンスにかかっている。

千葉市の幕張(まくはり)メッセとして全国的に知られる幕張の地名も古くは馬加と書いた。南北朝時代には馬加郷の名で文書に見られ、明治に入ってからも村名は馬加であったが、同22年(1889)の町村制施行で馬加・武石・長作(ながさく)・天戸(あまど)・実籾(みもみ)の5村合併の際に正式に幕張村となった。対等合併の場合はまったく新しい文字遣いが敢えて選択されることが多いが、ひょっとして「バカ」と読まれるのを嫌ったということはないだろうか。

江戸期には縁起をかつぐなどのため城主が意図的に字を替えた事例も目立つ。加藤清正の居城・隈本の地名を熊本に変更したのは、現在に至る壮大な城郭を築いた際のことであり、土佐の山内一豊が河内山(こうちやま)城を築いたものの、水害に苦しめられる城下からの訴えもあって高智山(後に高知)と字を改めている。上州(群馬県)の城下町・前橋もかつて厩橋(発音は「まやばし」だったらしい)と呼ばれていたのを酒井忠清から忠挙(ただたか)の間に前橋と改めた。これも何らかの意図が込められているのだろうか。

伝統文化である「当て字」は、明治以降に開拓が急速に進んだ北海道でアイヌ語由来の地名を漢字化する際にも盛んに発揮されている。たとえば本流を意味するシペッに当てた漢字は士別(上川管内)と標津(根室管内)のようにまったく異なるものが珍しくない。この2例は字の区切り方も「し・べつ」と「しべ・つ」で違う。アイヌ語の川の名は本流と支流で区別することが多いが、「シ(大きい)」は本流なのに単純に音だけ聴いて「支」の字を当てることもあり、こうなると誤解の元だ。

ところで最近も表記の変化が目立つようになってきた。漢字から平仮名化という新しい流れである。たつの市(兵庫県龍野市など)、つくば市(茨城県筑波町他)、いなべ市(三重県員弁町他)、まんのう町(香川県満濃町他)、かすみがうら市(茨城県霞ヶ浦町他)など平成の大合併で激増したが、いずれも合併する旧市や町に同じ漢字表記の自治体が含まれており、周囲の町村がそこに併呑された印象を持たれないため、要するにメンツを立てるための平仮名化のようだ。先祖が積み上げてきた地名表記を尊重する必要はない、ということか。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO.714
2016 July

地名散歩　今尾　恵介

03 **事務所運営に必要な知識**
—時代にあった資格者であるために—
第48回　土地家屋調査士の歴史について「歴史を振り返る、現在、未来」
長野県土地家屋調査士会　会長　松本　誠吾

06 **平成28年熊本地震に関する連合会の対応**
日本土地家屋調査士会連合会
平成28年熊本地震災害復興支援対策本部

09 自然災害と向き合う
—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—
協会設立30周年記念講演
～復興から未来へまちづくり～

12 自然災害と向き合う
—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—
海抜表示板設置事業によせて

14 平成27～28年度研究所研究中間報告

17 愛しき我が会、我が地元　Vol.29
福島会／京都会

20 空家問題に対する神奈川会の取組
～空家等対策情報交換会～

23 土地家屋調査士の社会貢献活動
寄附講座・出前授業
第2回　立命館大学における寄附講座（近畿ブロック協議会）

26 平成27年度　事務所形態検討チーム取材
訪ねてみました「土地家屋調査士法人」

28 公嘱協会情報　Vol.120

30 会長レポート

32 土地家屋調査士の本棚
道路・水路をめぐる境界立会い
—実務と課題—

33 ちょうさし俳壇

34 地図が好きなあなたへ
～「地図倶楽部」誕生

35 法務省主唱“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

36 国民年金基金から

38 もしもこんなことが起こってしまったら？

39 平成29年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

40 土地家屋調査士名簿の登録関係

41 ネットワーク50
札幌会

44 会務日誌

45 編集後記

表紙写真
「測量実習歩測から」
第30回写真コンクール
＜テーマ部門＞連合会長賞
古口　譲一●栃木会

事務所運営に必要な知識
―時代にあった資格者であるために―

第48回　土地家屋調査士の歴史について「歴史を振り返る、現在、未来」

長野県土地家屋調査士会　会長　　松本　誠吾

Minister of Agriculture and Forestry HIROKAWA Kozen
I hereby promulgate the **Land and House Investigator** Law.
Signed: HIROHITO, Seal of the Emperor
This thirty-first day of the seventh month of the twenty fifth year of Showa (July 31,1950)
Prime Minister YOSHIDA Shigeru
Law No.228 **Land and House Investigator** Law

藤原政弥先生「日本を測る人びと」の末筆は、昭和25年8月、日本国政府からGHQ宛て、土地家屋調査士法成立公布の報告文である。Investigatorとは調査者、研究者、取調官、捜査員の意で、中に入って足跡をたどり調査する者として訳されている。土地家屋調査士法は第226号「地方税法」、第227号「土地台帳法の一部を改正する法律」を前段に、第228号として立法化されたことは、国税を地方税とする社会システムの大きな構造改革の中、税務署から地方への移管に伴い今までの税務署の行ってきた調査を、不動産登記法をもって「土地家屋調査士」という資格者に託すのだという、重要性を分かりやすく説明するための連立であったことは、昭和25年大詰めの衆議院法務委員会「提案理由」でも読まれているところである。

今年度の日調連の掲げる方針大綱「調査権限の強化」は、我々土地家屋調査士(以下、調査士)が社会システムの中、我々のルーツと役割を社会に知らせるテーマとして、国土上に身を置く全ての調査士が共有すべく、身の引き締まるキーワードであると感じている。

長野会の本棚に、昭和14年4月発行、旧松本税務署管内土地家屋調査員会「拾周年記念会史」昭和3年設立から10年を迎えた時の記念本がある。

発行人は当時会長の中島實先生で、副会長は赤羽多知雄先生である。

時は昭和2年、松本税務署長として植木庚子郎先生が28歳の若さで着任する。

当時の県内における分合筆、地目変更、無届開墾等の異動地の土地台帳の整理業務は、大正時代からの引き続きで土地調査員や異動調査人等の手によってなされていた。これら人々は各市町村長の推薦で税務署長の嘱託した者であるが、重責を持ちながら何ら保証も資格も無い現状である者たちに対し、植木署長が団結の必要性を喚起されたことから始まる。

松本税務署管内土地調査員会役員
前列左から中田副会長、2人目望月初代会長、3人目中島会長

昭和25年8月19日　諏訪税務署玄関前
長野県土地家屋調査員会解散調査士会設立記念
前列左から4番目、調査士会林義成初代会長

記念会史から抜粋

－松本税務署管内土地家屋調査員会沿革－

『昭和３年、時の松本税務署長植木庚子郎氏の主唱により管内に散在せる土地調査員を糾合し、事務の統一と完全なる指導の下に税務署の補助団体たらしむべく、土地調査員会の創設を企図せられ、関係者の数次会合を経て其成案を得、同年十月八日松本税務署会議室に於いて創立総会を開催、会則を制定し、茲に松本税務署管内土地調査員会の設立を完成せり、然して爾来会員の技術向上に努め、複雑なる異動地整理を擔任是正し、益々其實を挙げ、以て今日に至れり。茲に十周年記念会史を編纂するにあたり会の沿革を列記して記憶に資せんとす』

（沿革列記抜粋）

昭和３年10月８日；松本税務署管内に於いて創立総会を開催し、会則の制定、顧問を植木税務署長とし、会長望月織一ほか役員を決定する。

昭和４年５月11日；役員会にて土地調査員徽章を制定する。

昭和４年８月17日；植木庚子郎顧問岐阜税務署へ栄転

昭和６年１月24日；無届異動地整理完了し、名古屋税務署長より謝状伝達があり、記念品を配布。

昭和８年10月５日；本会主催「土地事務」研修会を開催、参加者118名、講師松本税務署直税課長、同署地租主任にて行われ、講習修了証書授与。

昭和10年１月11日；定期総会にて会長に中島實が就任。

昭和11年１月10日；定期総会にて土地調査員責任章貼用規定を定める。

昭和12年１月12日；定時総会にて副会長に赤羽多知雄、中田新一が就任、市部手数料、郡部手数料を改定する。

当定時総会を期に、中島、赤羽、中田の正副会長により本格的な長野県内各税務署管内調査員会の結集と資格向上の運動が始まった。

昭和13年１月10日；十周年祝賀記念事業特別予算の件。

昭和13年５月29日；平板測量競技会開催。

昭和14年４月；会史発刊。

殊に「測量競技会について」の寄稿では、測量技術を競う中、採点基準は精度、早さは点数の対象とするものの、間違いは即失格という税を扱う者の責任の重さが窺える内容である。

以降、昭和16年２月17日、赤羽多知雄先生外313名の第一回請願書が提出されるに至り、国は戦争に入っていく。家屋においては昭和15年7月13日、家屋税法制定により、全国税務署に家屋台帳が備え付けられることとなり、昭和17年施行にて家屋番号を付す等整備が行われたことも第一回「土地整理士法」制定に関する誓願から「土地家屋整理士法」に変わった由縁であろう。戦後、昭和22年４月１日、土地台帳法、家屋台帳法が施行され、終戦は流れを変えGHQ監視の下、市町村移管への準備と法務局体制の準備が始まった。

昭和25年７月31日土地家屋調査士法が公布施行され、同年９月２日長野県土地家屋調査員会連合会を解散し、林義成初代会長とする長野県土地家屋調査士会を設立。同年11月13日全国土地家屋調査士会連合会設立総会が法務局主体により長野県諏訪市で開催され、降旗徳弥初代会長とする日調連が誕生し、全国的に各単位会が設立されていく。

注目は築き上げてきた母体が我々個々の土地調査員であり、心揺るがす運命的出会いを得られたことである。得られたと感ずることはチャンスを逃さなかったともいえる訳で、沿革史の列記を見る限り今の我々とさほど変わらない会務の中、普段の業務に対し改善しようと努力されたことである。自分の地位に臆せず信念を持ち目標に向かって国会を相手に、世の動向を察知し、立法機関である政治をツールとして活用したこと。また、国家システムの一員となれる自負心を持ち、勉強熱心であること、議論したことが大きな成果となって、今先輩の恩恵として我々が引き継いでいることの事実である。

地方税となり今や固定資産税は市町村税収入の40%以上を占める財源であり、また、国の歳入においては不動産取引、建物誕生にて租税として産まれる貴重な財源である。蒼々たるビル群を有し、管理する金融機関が、不動産管理において登記、瑕疵の有無を調査士に委ねるのは我々の役割が国民の安心安全の担保力の見張り役としての必要性を認める証でもある。日本は高度成長時代を過ごし、社会は少子化、高齢者人口が増え、過疎化、空き家も急増し、頻繁に起こる大規模な自然災害の不安とも隣り合わせである。今ここでどのような準備をし、環境を整えたら安心安全な市民生活ができ、健全な社会システム創りができるのだろう。

今も昔も我々の業務は変わらないが、今は文明社会の中「自分の身は自分で守る」予防司法、個人情報

保護という観点からも、社会の目が**公正**な立ち位置で仕事をする調査士像を見て、不動産情報を与えずして安心安全な市民環境、健全な社会システムは構築できないという社会的信頼を得られていなければならない。

調査士は不動産の「調査権限」無くしてに調査士に非ず。それには調査士各々が、「皆さんの、不動産は我々が守る、国土は我々が守る」という**使命**感意識の共有が必要に思う。

昭和2年の土地調査員は何ら保証も資格も無い現状である者でも調査権限があった。

調査員は各市町村長の推薦で税務署長の嘱託した者である。当初の資格名称としては国土国税を扱う者として「整理士」として立案されたが、「戦後民主主義」は整理をする役目から連立立法により調査、研究、取調べ、捜査員である者として「調査士」を誕生させた。

今こそ市町村と法務局との両者の不動産管理に関わる橋渡し役の資格者として民法、不動産登記法ほか税務、建築、土木、農林業、特に地方税法との関わり、各市町村の条例等、多種関係法に長けた「土地家屋調査士」となる人材が求められている時と感じている。

法はその時代の世相を反映し生まれ、世相と共に改変され市民は受け入れる。調査士制度承継チームリレーランナーとして先輩からバトンを受けた調査士として、国家システムの不具合、改善には臆せず具申出来る姿勢でありたい。

ルーツには揺るぎない価値観がある。西本孔昭先生の提唱する学問としての捉え方は伸びしろを感ずるところであり、また、地籍問題研究会設立により調査士の勉強ができる環境が整ってきた。我々の資格は登記師ではなくInvestigatorである。あとは各々の自己**研鑽**力にある。「土地家屋調査士」の博士、研究員が誕生し、大学や行政機関に招かれるようになれば、見えない海原でも舵切りできることと思う。

題材を頂き、ドキュメントと考えていたがつい熱くなり、同業ながら評論的表現があることをお許し願いたい。

参考文献

長野県土地調査員会発行「拾周年記念会史」
長野県土地家屋調査士会発行「沿革誌」
藤原政弥著「日本を測る人びと」
法務省民事局発行「法務局三十周年記念誌」
(社)民事法情報センター発行「登記白書」
日調連発行「土地境界基本実務Ⅱ」

「土地調査員之証」

平成24年1月、長野支部松澤藤男先生から、「土地調査員之証」を友人から頂いたとのこと、本会の資料として寄贈していただけることとなった。本稿、余白にご紹介させていただく。

昭和9年当時、川田村は中野税務署管内で、税務署長から村長宛に会員之証が送られ、村長から会員へ手渡されたものと思われる。中には「中野税務所管内土地調査員会会則」(横長の紙A3より長い紙に、漢字とカタカナで右から左書き)が入っている。(調査員名の公開は了解を得ている。)

平成28年熊本地震に関する連合会の対応

日本土地家屋調査士会連合会
平成28年熊本地震災害復興支援対策本部

この度の熊本地震で被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

日本土地家屋調査士会連合会は地震発生直後から、大規模災害復興支援対策本部において、情報収集、支援活動、復興計画業務支援等を行っています。

また、震災直後から各土地家屋調査士会、土地家屋調査士の有志で支援物資を被災地に送っています。多くの義援金も寄せられています。これからも、土地家屋調査士会員、被災された方々のため、一日も早い復興が出来るよう支援いたします。

平成28年熊本地震についての会長談話

この度の熊本地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

最大震度7に加え、その後も大きな揺れの余震が続いており、被災地の皆様におかれましては、不安な日々を過ごされていることと思います。政府や各自治体において緊急の救援・支援体制が構築されつつあるとのことでありますが、被災者の支援が速やかに進むことを期待いたします。

当連合会においては、過去の震災における復旧・復興事業への支援活動の経験を生かし、熊本県土地家屋調査士会及び関係機関と連携を図り、被災者の方々の支援に全力で取り組んでまいります。

平成28年(2016年) 4月15日
日本土地家屋調査士会連合会　会長　　林　千年

4月14日(木)午後9時26分　地震(前震)発生(後の公表：震源・熊本県熊本地方、震度7、マグニチュード6.5)

4月15日(金)熊本会長に電話により情報収集
大規模災害対策に関する規則第4条に基づき、熊本会に現地災害対策本部の設置を求めた。
日調連Webサイトに「平成28年熊本地震についての会長談話」を掲載

4月16日(土)午前1時25分　地震(本震)発生(後の公表：震源・熊本県熊本地方、震度7、マグニチュード7.3)
九州ブロック協議会の各会長に電話による連絡、50会の会長宛てに、現時点での状況を報告。

4月18日(月)災害対策本部において会議
- 被災会の状況報告及び今後の対応等について協議
- 大規模災害対策に関する規則第4条に基づき、大分会に現地災害対策本部の設置を求める。
- 同規則第9条第1項及び同細則第2条第2項に基づき、現地災害対策本部に運営費を送金

4月19日、20日(火、水)法務省民事局民事第二課と電話による熊本地震の対応打合せ

4月25日(月)災害対策本部において打合せ
- 損害保険会社から、熊本県内における地震保険調査業務について、土地家屋調査士へ依頼したいとの連絡があり、業務内容等について協議したところ、東日本大震災時の業務と同様の内容であったため、業務についての具体的な打合せについては、熊本会へ引き継ぐこととした。

5月16日(月)平成28年熊本地震の発生に伴い、法務省が発注を予定している事業について、法務省民事局民事第二課と打合せ

5月18日(水)連合会において平成28年熊本地震関連事業について、連合会の考え方を整理

5月23日(月)法務省民事局民事第二課と平成28年熊本地震関連事業の内容等について打合せ

5月27日(金)熊本県土地家屋調査士会第64回定時総会開催

熊本市内は、所々で瓦が落ちブルーシートで覆われている木造建物があります。また、高層建物も壁に亀裂が入ったもの、外壁が落ちたもの、通行人に被害を及ぼさないようネットを掛けた建物も見受けられました。熊本城については、石積みの崩落、天守・櫓の損壊等観光名所は立入禁止状態です。

5月28日(土)　益城町の被害状況を視察

益城町の被災状況について、役場のすぐ近くに事務所を構える福岡鋭一朗副会長に案内をお願いした。町並みは至る所で一階が押しつぶされた建物があり、まったく建物の形状を残さないものもあります。道路はほとんどが通行可能になっていますが、道路上をふさいだ瓦礫を住宅敷地内に積み上げています。そのため、その中の大切なものを取り出せない状態です。避難所は、町営施設や町内にある大型施設が利用されていますが、被災された方々は狭い空間の中で生活していました。また、グラウンドにテントを張って生活する人、狭い車の中で生活する人など、大変ご苦労されています。このような状態の中で、土地家屋調査士は仮設住宅の申込みのお手伝いと復興に向けて役所と打合せをしています。

5月30日(月)平成28年熊本地震関連事業の作業内容等について打合せ

6月7日(火)法務省民事局民事第二課と平成28年熊本地震関連事業の内容等について打合せ

6月14日(火)法務省民事局民事第二課と平成28年熊本地震関連事業の内容等について打合せ

大規模災害復興支援対策本部 平成28年熊本地震対応 組織図

発信文書一覧

○「熊本県熊本地方を震源とする地震による被害状況の報告について（依頼）」山口、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎の各土地家屋調査士会長宛て発信（4月15日付け、日調連総発第31号）

○「熊本県熊本地方を震源とする地震による被災対応現地対策本部の設置について（お願い）」熊本県土地家屋調査士会長宛て発信（4月15日付け、日調連総発第32号）

○「平成28年熊本地震の被災に係る対策について」各土地家屋調査士会長宛て発信（4月18日付け、日調連発第18号）

○「平成28年熊本地震に係る義援金口座について」各土地家屋調査士会長宛て発信（4月18日付け、日調連発第24号）

○「平成28年熊本地震による被災対応現地対策本部の設置について（お願い）」大分県土地家屋調査士会長宛て発信（4月18日付け、日調連総発第42号）

○「平成28年熊本地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について」受信（4月21日付け、法務省民二第334号）

○「平成28年熊本地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）」各土地家屋調査士会長宛て発信（4月22日付け、日調連発第28号）

○「平成28年熊本地震による災害復旧における境界標識等の保存について（依頼）」受信（4月21日付け、法務省民二第254号）

○「平成28年熊本地震による災害復旧における境界標識等の保存について（通知）」各土地家屋調査士会長宛て発信（4月22日付け、日調連発第30号）

○「「平成28年（2016年）熊本地震」に伴う公共測量等の対応について（お知らせ）」各土地家屋調査士会長宛て発信（5月6日付け、日調連発第45号）

自然災害と向き合う
―今、この時代に生きる土地家屋調査士として―

協会設立30周年記念講演
～復興から未来へまちづくり～

公益社団法人宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
「協会設立30周年記念式典」実行委員長　　鈴木　洋一

2011年3月11日「東日本大震災」が発生しました。仙台市内ではガソリンも無く津波被害の状況を確認することができませんでしたが、皆様から届けられたガソリンを使い1週間後に支援物資を届けながら気仙沼市、石巻市、東松島市の会員の安否確認に行くことができました。幹線道路は既に通行に支障がないように片付けられていましたが、道路以外は惨憺たる状況で、復興にこれからどの位の日数がかかるのか想像すらできなかったことを思い出します。あれから5年がたち復興にはまだまだ時間がかかりそうです。これまでに協会が関わってきた震災関連事業の報告、法務局から復興のために地図がどのような役割を果たしたかの講演、そして岸博幸氏より復興後の経済状況の行方を講演していただきました。

第1部講演　高橋一秀業務部長

第一部

高橋一秀業務部長による「協会が行った震災関連業務について」の報告がありました。震災関連業務は次の四形態に分かれておりそれぞれに詳しい報告がありました。

(1) 被災建物の建物滅失調査報告

被災建物の滅失調査は、第一次調査から第三次調査まで58,000件の調査報告を行いました。内訳は、沿岸都市の津波、地震被害による調査が54,000件、内陸都市の地震被害による調査が4,000件でした。

津波の被害とひとことで言っても、県内の被害状況は地域によりかなり差があります。大きく分けると石巻市より南側の地域の平野部、北側の地域のリアス式海岸部では、津波の高さ、到達距離が違っており被害状況も違っていました。沿岸に近い地域は建物の基礎を残すのみで上物が無くなっており滅失の判断は容易でしたが、沿岸から離れ

開催の挨拶　浅野敏夫副理事長

記念式典来賓挨拶　宮城県土地家屋調査士会　菅沢賢一会長

ると建物の一部が抉り取られていたり、屋根と柱だけを残して壁が無くなっていたり、他には高気密の建物は原型を留めたまま違う土地に移動していたりと判断に迷う建物が多く存在しました。市町村が行っていた被害調査の「全壊」「大規模半壊」「半壊」といった判定と現状も必ずしも一致しておらず、あまり参考にはなりませんでした。また、同じ土地に滅失登記されていない建物が登記上多数残っていることになっており、残存建物があった場合は、どの建物に該当するか判断できない場合もありました。調査の最中も建物の改修工事が行われており、最後は完全に存在していない建物だけを滅失相当という報告をすることとなりました。

(2) 地図公図の修正作業

既にご存じのとおり、震災により牡鹿地区において約6ｍ、仙台地区で3ｍ東南東に移動しました。そのほとんどは水平移動でありパラメーター変換で対応できましたが、一部地域はパラメーター変換では対応できない場所もありました。そこで県内の地図備付されている地域で不当移動をしているのではないかとの情報があった地域を中心に500ブロック(1ブロック300ｍ×300ｍ)を抽出し、1ブロック当たり観測箇所を4隅と中心の5箇所で合計2,500箇所を選点して、1箇所当たり3点の街区点7,500点を測量し、地震による影響、歪みを検証しました。公差の範囲を超えている箇所について街区単位でヘルマート変換、アフィン変換を行い公差内に収まれば、街区単位で修正された地図を備えることになりますが、公差の範囲に収まらない街区については周辺の状況も考慮し、「土地境界復元作業」を実施して、一筆ごとに調査を行って新しい地図を作成しました。

(3) 地図の備付のない地域(地図に準ずる図面の地域)であって、震災により大きな影響を受けた地域の中でも復興に必要な地域については、「震災復興型登記所備付地図作成」を実施しました。

現在も仙台市青葉区中山、吉成地区において「震災復興型登記所備付地図作成」1平方キロの作業中です。

(4) 震災復興事業を支える業務

災害復旧工事の用地買収に伴う嘱託登記手続

・海岸・河川の堤防のかさ上げ

・防潮施設としての道路かさ上げ

防災集団移転事業に伴う嘱託登記手続

・移転先用地の分筆登記等

・復興公営住宅等建物の嘱託登記

国・県・市町村からの業務委託

宮城県内、北は気仙沼市から南は山元町までほぼ全域で復興に関する業務を実施してきました。移転用地の造成や復興公営住宅の建築もまだまだ終わっていない地域もあり、これからも復興関連業務は続くことになります。

第二部

仙台法務局民事行政部復興事業の山本貴典対策官による「震災に対する地図の効果」の講演がありました。

(1) 宮城県内の登記所備付地図の現状と問題点

(現状)

・全国の国土調査の実施率が約5割なのに対して、宮城県は約9割の実施率

・仙台法務局の不動産登記法第14条第1項地図の備付の割合が約8割(枚数)

(問題)

・仙台市、気仙沼市、石巻市など主要都市の中心部は未だに地図に準ずる図面

・震災後国土調査を休止しています。

(2) 震災復興に果たした地図の役割

・登記所備付地図の整備された地域は、復興事業が効率的に迅速に実施されました。実例として、名取市の防災集団移転促進事業は、地図の備わっていない地域に比べ事業費が約半額、事業期間も半年から1年程度短縮されました。しかし、地図の備わっていない仙台宮城野区の土地区画整理事業、仙台市若林区の防災集団移転事業などは未実施です。

第2部講演　仙台法務局　山本貴典対策官

・気仙沼市の水産加工施設集積地用地の区画整理事業の前提とした、従前地の地図修正作業は、法務局の震災関連事業では一番初めに実施して早期事業推進に貢献できました。
・仙台青葉区高野原、折立、中山地区の被害の著しい地域に関して、復興地図作成を実施し権利の明確化に寄与しました。

(3) 今後の震災関連事業
・平成27年度仙台市青葉区中山1丁目から3丁目・吉成1丁目から3丁目の1平方キロ、現在2年目作業実施中
・平成28年度仙台市青葉区中山4丁目から9丁目の1平方キロ
・平成29年度仙台市青葉区桜ヶ丘地区全体1平方キロ

第三部

慶應義塾大学大学院教授であり、コメンテーターとして活躍されている岸博幸氏による「復興後の日本経済」と題しまして講演をいただきました。

現在の日本の状況は良くはないが、いろんな角度からこの先の日本経済を考えると決して暗い方向に向かっていない。復興事業もまだまだ続くし、オリンピックが開催されることもあり、徐々に上向く傾向にあると思われます。東北は水産業の復活が急務であり流通機能の回復が待たれるところであるが、震災前の状態に戻すのではなく、もっと未来を見据えたものにならなければいけない。そこで必要になるのが「イノベーション」です。「イノベーション」の意味は、狭義には技術革新と訳され使われることが多いが、その他の意味として「新機軸、革新」「新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料、新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念」と考えていただきたい。東北には特に「イノベーション」が必要と思われます。

先ほど話をした「水産業」を始め「農業」「復興後の街づくり」「既存組織」等々震災前まで水産業が基盤であった都市においては、経済活動が低迷し過疎化が進んでいたと思います。今回の復興を機会に「イノベーション」された街づくり、産業復興が大切です。その他に「各市町村」や「会社などの組織」も今回の震災で学んだことを取り入れ見直すべきであり、次の時代に乗り遅れない組織作りが必要であるというお話をしていただきました。

現在行われている街づくりと交通網の整備は、今回の震災で甚大な被害を及ぼした「津波」を考慮したものとなっています。人が住める場所、住めない場所の区域を明確に線引きすることによって被害を最小限にする計画や、沿岸部の幹線道路をかさ上げして防波堤の機能も持たせるなどの計画が実行されつつあります。一口に津波被害と言いましても地域により被害状況、規模が違っており画一的な計画は難しい状況の中、各市町村が独自の復興計画を立てているため、中々説明するのが難しい面もあります。高低差のない地域では高台にいち早く非難するための避難道路を確保したり、沿岸部の産業振興地域には避難ビル(最上階に避難スペース、備蓄倉庫を備えたビル)を建築しています。また、高低差のある地域では、高台移転を中心にした街づくりが行われています。

あと5年後くらいには、津波に強い街づくりが完成することと思います。土地家屋調査士として、沢山の復興事業に携わることができたことが財産であり、その経験を後世に伝えることが大切だと思います。この原稿を書いている最中に、熊本県、大分県で直下型の大地震が発生し多くの方々が犠牲になり、甚大な建物被害に遭われたことを知り、5年前の記憶がよみがえり胸を痛めております。

ニュースで伝えられる状況を聞いておりますと、まさしく5年前の状況と一致します。初めは食事と水とガソリンが必要ですが、3日もすると次々に必要とする物資が変わってきます。物流は日を追うごとに復活し、どんどん支援物資が届くようになります。送る側と受け取る側の意識の差や拠点の物資の管理、配送が問題となり大混乱に至ります。それが解消されたころには、被災者の意識が避難先の環境などの問題の方に移り、せっかく送っていただいた物資が余ってしまう事態となります。まったく同じことの繰り返しをしているのです。国も県も市町村も予測不可能な震災に対応できていないことが、露呈した格好になりました。これからは、プライバシーの確保が大切で、心労を少しでも減らすためにも仮設住宅の建築が急務になります。一日も早い復興を願っております。もし、私どもの経験を必要とされるならば、お声掛けいただければいつでも駆けつけたいと思っております。

最後に、今回の震災対応には反省点も多く総括もできておりませんが、早い時期に資料をまとめ上げて後世に伝えるという、次の段階に移ってまいります。

自然災害と向き合う

―今、この時代に生きる土地家屋調査士として―

海抜表示板設置事業によせて

静岡県土地家屋調査士会　伊東熱海支部長　　宮上　実芳

私たち静岡県土地家屋調査士会伊東熱海支部は伊豆半島の東側に位置し、東に海、西に山を背負った地形を礎としております。

伊豆半島ジオパークとして日本ジオパークネットワークに加盟しており、城ケ崎海岸等をはじめとする絶好のロケーションや、湯量豊かな温泉を擁し、まさに大自然の恵みを受けた地であります。

反面、過去には群発地震や海底噴火(1989年)を体験し、眼前に広がる伊豆諸島にて大島(三原山-1987年)や三宅島(2000年)の噴火も目の当たりにしており、災害に敏感な市民であると思います。東日本大震災以降は、特に津波に対する意識も高まっております。

平成26年度静岡会の理事で社会事業部に所属していた田畑会員から、本会の危機管理対策事業である、海抜表示板の設置についての事業提案がありました。

冒頭で述べましたとおり、私たち静岡ではもともと防災意識が高く、支部としてもこの提案に大いに触発され、支部事業として取り上げたいという声が高まり、当時副支部長を務めていた私、宮上が事業運営を担当することになりました。

もちろん連合会の資金バックアップは、支部事業の決定にとってかなり重要なポイントであったことは間違いありません。

最初の仕事は伊東市役所危機対策課との協議です。大変強い賛同が得られ、本格的に事業としてスタートを切ることとなりました。

まずは海抜表示板の設置個所について市からの要望を受け、協議の結果、10箇所程度に設置することとしました。測量については、ネットワーク型RTK - GNSSを用いた世界座標測量として支部研修を兼ねて実施しました。公共施設入口で測定可能な場所を選点し鋲を打ち込み保存できる位置情報としました。その後はレベル測量により公共施設の入口の高さを測定しました。

一番手こずったのは、表示板のデザインです。業務外の作業は、思いのほか苦労しました。家族まで巻き込んで原案を作り、田畑会員によりパソコンでデザイン化されたものを基に、市の担当者と意見交換を重ねました。その中での検討事項は概ね次のようなものでした。

1）デザインによる可視化

・波の大きさによる標記方法(地盤高10ｍ以下の場所での、波を強調した表示について)
・設置場所により避難する人間の進行方向について
・建物のイラストデザインについて(普通建物からビル型に変更)

海抜表示板設置

伊東市観光会館

伊東市役所

伊豆新聞より提供

27年海抜表示11箇所

・配色の検討
・地盤面高による、波と建物の位置関係の表示について
・建物の関係を明確にするため、地盤面を明確に標示する。

2）情報の表記方法について

・表示内容の検討
・文字の大きさ、読み易さについて
・示されている高さの場所を明確に示す工夫について（「ここの地盤は」→「この建物の入り口は」）
・ふりがなについて
・英語表記について（挿入の可否および正確性等）

度重なる検討の結果、最終的には10ｍ以上と10ｍ未満（以下）の2種類を採用しました。その中には、私たち土地家屋調査士の存在を広く認識していただけるよう、衛星を利用して正確な測量値をもって海抜測定したことを記載しました。

こうして初年度は伊東市内公共施設に11箇所の設置ができました。

翌、平成27年度は、伊東市内12箇所追加設置に加え、伊東市の危機対策課の担当者が県の防災会議の際に当事業について熱海市担当者と意見を交わしたことにより、熱海市からの設置要望も受けることとなり、熱海市内10箇所の設置も行いました。

初年度が設置箇所の増加や初年度の役員中心の実施となってしまった教訓をふまえ、2年目は、より多くの支部会員に協力を仰ぎ、また、国土交通省の街区基準点を活用し、経費の削減にも努め、充実したものとなりました。

できるだけ多くの方に日常生活の中で海抜地盤高を意識していただき、いざというときに、これらの海抜表示板が活用されることを願っております。

なお、平成27年3月19日、佃弘巳伊東市長から感謝状を頂きました。

このような機会を与えてくださった連合会・静岡会そして支部会員に感謝いたします。

平成27～28年度
研究所研究中間報告

研究テーマ4

空家対策法に対する問題点に関する研究

研究員　　若園　知明(岐阜会)、石井　幸世(神奈川会)、吉原　祥子(東京財団)

1. はじめに

本チームは、空家等をめぐる諸課題と土地家屋調査士の役割について調査及び研究を行うことを目的とする。

世界に例のないスピードで人口減少・高齢化が加速する日本において、もはや見えないふりができなくなってきた社会問題の1つが空家問題である。空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「特措法」という。)を皮切りに、土地家屋調査士はどのようにこの人口減少・高齢化社会に関わっていくのか。

同法の附帯決議には、行政が協議会等を組織することが盛り込まれている。そしてこの協議会に土地家屋調査士は専門家としての参加を求められている。

なぜ土地家屋調査士なのか。震災や津波などの災害によって倒壊した建物の滅失調査、不動産登記法第14条地図作成作業や筆界未定の解消などのこれまでの社会貢献が評価されたとの見方もできる。しかしながら、この空家問題はこれまでの土地家屋調査士の業務とは明らかに性質が異なる。土地家屋調査士法第3条に定める土地家屋調査士業務ではないし、現段階では社会貢献的な意味合いが濃い事業といえる。

土地家屋調査士に期待される役割として重要なことの1つに、制度の実態に精通している点があろう。本来であれば国によって厳格に行われていなければならない事務として、出生届から始まる戸籍事務、住民基本台帳法に基づく住民登録事務、不動産に係る登記事務などがあり、一見各々の制度は根拠法に基づき機能しているようにも映る。しかしながら、制定当初の法の精神が厳格に運用されず、様々な領域において事務がずさんになってしまっている現状を、土地家屋調査士はよく知っている。未登記建物、地目変更未了然り。空家問題に取り組むに当たっては、背後にあるこうした制度の根本課題から目を背けてはならない。

今後、空家問題を始め、様々な形に変えて出現するであろう諸々の社会問題に対し、土地家屋調査士は何ができるのか。どこまでやるのか。社会から答えを求められている。

2. 調査の概要

こうした問題意識の下、本チームではまず現時点における各会の空家問題への取組や課題等について把握するため、平成27年10月9日付日調連発第160号で全国各土地家屋調査士会長に対し「空家問題に関するアンケート」(以下「空き家アンケート」という。)を実施した。

調査項目は、各会の取組状況、土地家屋調査士の役割、各都道府県における取組状況を柱とし、2015年10月9日に全50会に調査票をEメールで送付､Eメールにて回答を受領した(11月9日締め切り)。その後、11月中旬から2016年3月にかけて研究チームで回答の分析と議論を行い、中間報告を取りまとめた。

3. アンケート結果にもとづく分析と提言

(1) 全国の市区町村における空家対策の現状

特措法が平成26年11月27日に公布され、平成27年5月26日に完全施行された。その中では、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項が盛り込まれている。

しかし、国土交通省HPの「空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況」の平成28年3月31日時点の国土交通省・総務省調査結果によると、全国市町村における空家等対策計画の策定状況は、策定

済みは3％、策定予定ありは75％ではあるものの、そのうち策定時期未定が41％であり、策定予定なしの21％を加えると実に63％が手つかずの状態にあることが分かる。また、空家対策協議会の設置状況においても、実際に協議会が設置されたのは6％で、今年度及び来年度設置予定の33％を除くと、協議会設置の時期未定及び予定なしが60％となり、半数以上が先送り状態になっている。

(2)協議会に関する状況把握

特措法は市町村に空家対策についての責務を課し、市町村が空家等対策について主体的な役割を果たすべき旨を規定し、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために市町村は空家等対策計画を定めることになっている(特措法第6条)。

その空家等対策計画の作成並びに実施に関する協議を行うための機関が協議会である。空家等対策計画の作成、実施等に当たり協議会を設けることで、地域のニーズをより丁寧に汲み取ることや専門性、公平性を高めることができる。

今回、空き家アンケートを実施した結果、各協議会の対応状況については28会、各協議会が空家等を特定空家等に指定する基準については20会、各協議会が特定空家等の所有者に指導や勧告をするに当たり特に注意している点については11会から、それぞれ回答があった。協議会が設置されていない自治体について、考えられる理由を尋ねたところ、「担当部者はいるが具体的に何をすべきか定まらない」22会、「協議会に対する認識が低い」18会、「担当部署が決まらない」8会、「わからない」7会、「その他」17会という結果が示された。「その他」では、検討段階、予算措置ができていない等が挙げられた。

特措法の法成立前までに全国の市町村のうち約20％しか空家対策の条例が制定されておらず、20年の間に約2倍に増加した空家に関しての対策が十分になされていなかったために、特措法を制定して空家対策の取組の推進を図った法の趣旨からも、全市町村に対して積極的に協議会設置の要望をしていくべきである。

土地家屋調査士は地域に根ざした業務を行っており、公的な境界を扱うことからも社会からの信頼も厚い。また、行政担当者とも境界立会等で懇意になっている場合が多い。市町村の空家担当者に対し、社会問題となっている空家対策推進のために地道に根気よく協議していくことが重要である。

(3)空家対策における土地家屋調査士の活用

平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」が公表され、特措法第7条により市町村に設置される協議会の構成員として土地家屋調査士が挙げられている。それを受けて、連合会で各市町村宛ての「空家等対策の推進に関する土地家屋調査士の活用方において(お願い)」の文書を作成し、平成27年3月9日付け日調連発第336号をもって全国の各土地家屋調査士会長に送付し、各地域の関係自治体への周知と対応を依頼した。

空き家アンケートの結果をみると、市町村の協議会の設置について、今回の調査で各会から名前の挙がった市区町村数は合計91で、前述の国土交通省・総務省調査結果では、協議会を「設置済み」の市区町村は108、「設置予定あり」は683であった。

空き家アンケートでは、現時点で協議会に構成員として参加しているのは27会(予定含む。)で、各自治体に協議会を設置するよう働きかけを「行っている」のは24会、「行っていない」が23会であった。また、各都道府県における条例制定自治体数を尋ねた質問に対して、回答があったのは26会で、「わからない」が22会であった。会によって空家対策に関する情報把握や取組状況に差のあることがうかがえる。

土地家屋調査士は、日常業務において、土地や建物の現況調査をしていることから、地域の現状や利用状況、占有状況や、所有者の情報について多くの情報を取得できる立場にある。また、業務上の守秘義務もあることから、行政担当者と空家対策について連携を密にして情報共有して対策を考えることができ得るものと考える。

空家対策における土地家屋調査士の活用と協議会への参加の申入れの文書を本会役員及び支部役員が持参し、市区町村の空家対策担当者と、空家対策の進捗状況の把握と、各市町村が主体となって空家対策推進することを促すとともに、法務局や司法書士会と協力体制をとりながら行政担当者の相談にも応ずることができるようにしなければならない。

(4)土地家屋調査士の果たす役割について

空き家アンケートで、空家問題における土地家屋調査士の役割について尋ねたところ、「代執行によって取り壊す建物滅失登記」と「取り壊す建物敷地の境界確定」を選択した会がともに47会あり、次いで、「空き家の敷地及び構造物の現況調査及び占有状況の調査」36会、「空家等調査データベース作成に関すること」23会、「特定空家等の認定について関与すること」15会、「その他」12会という結果となっ

た(図1)。「その他」では、表示に関する登記及び相談業務、空家所有者や利害関係者への助言などが挙げられた。

一方、実際にどのような取組を行っているかという質問に対しては、「今のところ特段の取組を行っていない」が14会あった。取組を行っている36会の内容は、「自治体が設立した協議会の構成員として会員を派遣」が23会で、次に「自治体との情報交換」21会、「その他」20会が続いた。(「その他」は、他会からの情報収集、自治体の取組状況調査、自治体に対する「協議会に調査士が参画する旨」の陳述要請などが目立った。)会員や自治体向け研修会を実施している会はそれぞれ9会、5会にとどまった。

土地家屋調査士は日常業務の中で、不動産の現況調査をする機会が多く、空家予備軍の建物や空家敷地の占有状況に触れることが多い。そこで、空家となることを予防すること、またそのような建物の情報を土地家屋調査士会としてデータベース管理して、市区町村やNPO法人等と協力してデータベース作成をして予防対策を考えることができるし、空き家や空き地、長期不在家屋や土地の境界についての無料相談や境界管理、情報分析することにより市町村に空家予防の提言ができる。また、老朽家屋や老朽危険家屋についても調査して対策をとることが可能である。

特定空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のものについては、所有者による取壊し又は代執行による取壊しになるものと思われる。その際、占有界が所有権界や筆界を兼ねていることが多いことから、その地域の境界に関する慣習を熟知した土地家屋調査士が取壊作業の前に現況調査をして、建物や土地構造物が無くなったとしても、後日、位置が復元できるようにしておくことが必要である。そういった提案について、法務局や司法書士と共同して協議会に参加し必要性を訴えていくことが重要である。

空家土地の利活用についても、工事の内容によっては、占有状況が変化する可能性があり、後日の境界復元が困難になるケースも多いと思われる。計画段階から土地家屋調査士が関与してアドバイスができる体制が望ましい。

また、特措法第9条第2項に「当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる」となっている。自由民主党空き家対策推進議員連盟の「空家等対策特別措置法の解説」に「委任した者とは、例えば、土地家屋調査士、不動産鑑定士等を想定しており」(p.99)と明記されている。市町村の職員の立会いがなくても、「その委任した者」に空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができるのである。

このように法の趣旨を尊重して、土地家屋調査士は、空家等の調査や立入調査について、積極的に関与していく必要がある。

4. 今後について

今回の空き家アンケートに基づき、本チームでは上記の分析のほか、国及び市区町村への対応についても検討を進めた。今後は、これらを土台に、空家問題における土地家屋調査士の役割や関与の在り方等について、事例の収集や課題の洗い出しなどを更に進めていきたいと考えている。具体的には、先進的な取組を行っている会へのヒアリングや関連他団体との意見交換等を行うことを検討している。

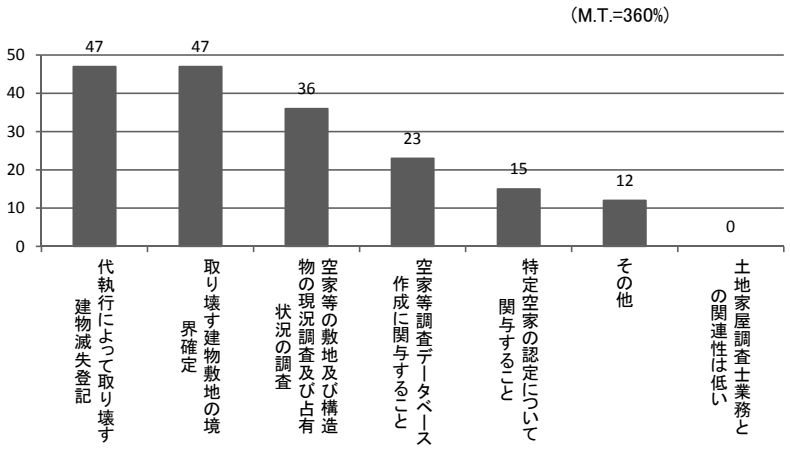

図1　空家問題において土地家屋調査士にどのような役割が期待されると考えますか

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 29

福島会　『未来を拓(ひら)いた「一本の水路」』

福島県土地家屋調査士会　　鈴木　義雄

日本遺産『ダブル』認定　福島県初「仏都会津」「安積疏水」

これは本年4月26日付け地元紙の見出しである。

記事は、文化庁は25日「日本遺産」に、第2弾として19府県の19件を認定した。本県からは「仏都会津」として会津17市町村が対象の「会津の三十三観音めぐり」と、安積疏水をテーマにした「未来を拓(ひら)いた『一本の水路』」の2件がともに認定された。と伝えています。

そこで今回は小生が住む郡山市と関わりの深い「安積疏水」を紹介いたします。

「安積疏水」が日本遺産？

ちなみに「安積」は「あさか」と読みますが、我々土地家屋調査士にとってはこの「安積疏水」の水路と隣接する土地を測量するときには境界立会をお願いすることになるため、なにかとお世話になっているのです。

それよりもなによりも小生「日本遺産」なるものが初耳であり聞いたことがありませんでした。さっそく文化庁のホームページをのぞいてみると「日本遺産(Japan Heritage)」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。とありました。

「安積開拓」と「安積疏水」そして「大久保利通」に「久留米藩」

小生「安積疏水」は郡山市を開墾するため猪苗代湖から引かれた水路、程度の認識でした。

さらに認識を深めるべくいろいろ調べていると「日本遺産認定記念開成館特別展示」なる催しが行われているとの情報を入手。さっそく行ってみることにしました。ある晴れた日曜日、愛車(娘が使っていたくたびれた自転車)にまたがり、自宅から5分ほどのところにある安積開拓発祥の地に建つ『開成館』に向かいました。

入口で200円の入場料を自腹で払い見学することにしました。

小生、郡山市に住むようになって永いのですが『開成館』を見学するのは初めてであります。

敷地内には安積開拓時代の建物が4棟、その中の1棟が『開成館』という木造3階建てのものでこの中で「日本遺産認定記念開成館特別展示」が行われていました。

「安積開拓」は明治6年、旧福島県と地元商人たちが結成した「開成社」により取り組まれ、明治9年、この地を見た内務卿大久保利通らが「安積開拓」の有望性を認め、国営事業として推し進めることとなります。

この「安積開拓」推進の事務所として建てられたのが『開成館』というわけです。

当時、明治維新により全国の藩に仕えていた武士は士族とはなったものの職を失い実質的には失業者となっており、今でいう失業者対策の一環でもあったようです。この時の入植藩は明治11年の久留米藩(141戸)をかわきりに鳥取藩、土佐藩、松山藩、岡山藩、近くは米沢藩、会津藩、二本松藩、棚倉藩。総勢500戸、2,000人が入植しました。

この開拓事業を成功させるために必要となったのが「安積疏水」の開削事業です。直線距離で西へ20キロにある猪苗代湖から奥羽山脈を貫き大量の農業

現在の開成館

用水を引き込む一大事業であり、大型公共事業の先駆けとなりました。

明治11年11月、オランダ人技術者のファン・ドールンが派遣され実地調査を行い、最新の土木工学による計算式を駆使して基本設計書を作成。政府はこれに基づき安積疏水工事の着工に向けて準備を進めます。

明治12年10月28日に着工、同15年8月10日に完成し試験通水が行われました。水路延長22,590間(約41 km)、工事費用407,100円19銭8厘と記録されています。

この「安積疏水」の完成により農業だけではなく水力発電所の建設から様々な産業が発展し経済都市郡山へとつながったのです。

概ね以上のようなことが分かりやすく展示されておりました。

桑野村の誕生と地図作成

「明治6年、安積開拓が始まり人口700人の開拓村ができた。これが桑野村である。」と市のパンフレットに紹介されています。

この旧桑野村であった桑野地区では現在『地図作成』作業が行われており、小生も日々頑張っております。「この辺は昔、田んぼだけで何もなかったんだ」という話をよく聞きますが、明治初期に想像もつかぬ労苦の末に開墾されたであろう田んぼは既になく、その面影を見つけることすら困難です。

今回、いろいろ調べてみましたが、まさに「地元に歴史あり」この地元のことをいかに知らないかを痛感いたしました。現在取り組んでいる『地図作成』作業も一つの歴史になっていくことを信じつつ頑張りたいと思います。

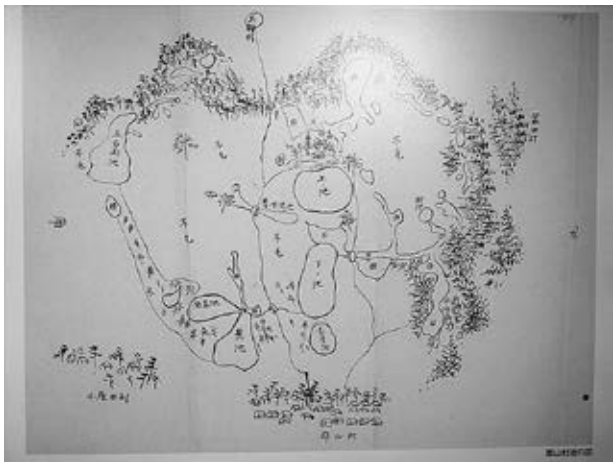

郡山村池の図

京都会　『「どすえ」から「だで」』

京都土地家屋調査士会　丹後支部　　小牧　弘

みなさんは「京都」と聞けば、雅なかつての都、御所や世界遺産の有名な寺社仏閣、そして祇園に舞妓さんなどが頭に思い浮かばれることでしょう。さらにこの7月となると祇園祭もまたしかり…

しかし、「京都」ではなく「京都府」という視点で見ると、実は南北に長い地形が特徴です。お茶で有名な南部地域(山城国)から京都を挟んで私の住む与謝野町がある北部地域(丹後国)では同じ府とは思えないくらい文化が異なります。首都圏の大学に通っていた20数年前、京都府が日本海に面していることを知らない人が意外に多く、そのことを知って驚かれました。そう、日本三景の一つ天橋立のことは知っていてもそれが京都府北部にあるということは別のようです。それ以来、自己紹介時に「京都出身です」と言わずに誤解のないよう「京都府出身です」と言うようになったのを今でもよく覚えています(笑)。そもそも首都圏の人でなくても京都市内の人にとって北部地域は遥か遠い地域。今でも京都土地家屋調査士会館に会務等で訪れると必要以上にねぎらいの言葉を頂きます。今日は泊まりですかとも言われます。もちろんそんなことはなく、昨年、京都縦貫道が延伸になりクルマで1時間30分程度の移動時間なのですが。ちなみに新幹線の京都～東京間は安定の2時間15分です。

さて、そんな我が地元与謝野というと、人口約23,000人のごく小さな町です。さらに私が居住するのはその中の三河内(みごち)という人口約2,200人の地区です。

今回紹介させていただくのは毎年5月3日の宵宮から4日の大祭礼と行われる京都府登録文化財の倭文(しどり)神社大祭礼三河内曳山祭です。約300年の歴史を持ち、大幟、八幡山、神楽殿、浦嶋山、春日山、倭文山という各々の御祭神をお祀りした各町内の山屋台が倭文神社前に集結、本殿前では神楽舞が奉納され、その後、町内全域を巡行します。かつて丹後ちりめんという織物で栄えた町ですし、そのルーツは西陣(京都市)なので、おそらく三河内曳山祭も祇園祭の影響を多分に受けたものと思われます。しかしながら雅な洛中から野趣あふれる我が地元に伝わった結果、囃子は優雅なクラシック調からからワイルドなロック調に独自の進化を遂げました。また町内巡行中は沿道の家々では飲み物等(もちろんアルコール含む)が振る舞われ、各町内の法被さえ着用していれば誰でも、どのお宅でも飲み物を注いでいただくことができる、奇跡の町中フェス状態(笑)のすばらしい祭りです。

地方の例外に漏れず高齢化及び人口減少の続く我が地元ですが、だからこそ300年以上続く地域を挙げたこの祭りを大切にしていきたいと思います。

(京都弁)　　(丹後弁)
「そうどすえ」＝そうですよ＝「そうだで」

宵宮

町内巡行(夜)

大祭礼

法被

町内巡行(昼)

空家問題に対する神奈川会の取組
～空家等対策情報交換会～

神奈川県土地家屋調査士会　広報部長　　中川　裕久

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、空家対策特別措置法）施行に伴い、神奈川県では横浜市を皮切りに、県内の複数市に協議会が設置されました。協議会には神奈川県土地家屋調査士会の会員が委員として参加し、活動しています。また神奈川県の県土整備局が中心となり「神奈川県空き家対策行政実務者会議」が定期的に開催され、市町村同士の情報交換も行われています。しかしこれまで、空家問題に関して県、市町村と法務局との接点はあまりありませんでした。そこで神奈川県土地家屋調査士会広報部では法務局、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の５者による情報交換会を企画、開催しました。概要は以下のとおりです。

開催日　平成28年３月18日（金）　14：00から16：00
場　所　神奈川県土地家屋調査士会館　３階会議室
参加者　（肩書きは開催日時点のもの）

法務局	佐野勝也	様（不動産登記担当首席登記官）
	沼田政行	様（権利登記担当統括登記官）
	布施武男	様（統括表示登記専門官）
神奈川県	牧野　勉	様（県土整備局建築住宅部住宅計画課民間住宅グループ副主幹）
横浜市	吉原綾子	様（建築局建築安全課担当係長）
	関　　優	様（建築局建築安全課担当）
	波多野陽介	様（建築局企画部企画課担当係長）
	小杉理理子	様（建築局企画部企画課担当）
川崎市	中村和美	様（まちづくり局市街地開発部住宅政策担当課長）
	皆川悟史	様（まちづくり局市街地開発部住宅政策担当係長）
相模原市	柿澤智雄	様（市民局生活安全課副主幹）
	細谷遼太郎	様（市民局生活安全課担当）
土地家屋調査士会	岩倉弘和会長、佐川祐介副会長、	
	石井幸世副会長（空家等対策特別措置法プロジェクトチームリーダー）、	
	中川裕久広報部長、上田尚彦広報部次長（空家等対策特別措置法プロジェクトチーム）	

司会進行　上田尚彦広報部次長

右から　石井幸世副会長、岩倉弘和会長、佐川祐介副会長

発言録(要約)　【法】法務局、【神】神奈川県、【横】横浜市、【川】川崎市、【相】相模原市、【調】神奈川県土地家屋調査士会

議題１．法務省・法務局の空家等対策について

【法】　・空家等対策については、受け身的対応が主となるのではないか。
・未登記建物が多い、あるいは、登記と現況との不一致により物件の特定が困難なものが多いのではないか。
【横】　・特に旧市街地や、借地では特定が困難である。
【法】　・特定作業に資するため、電子データ提供の用意がある。
・連絡担当者は、本局に設置している。
・実態と登記とが食い違うときは、個別案件について、相談してほしい。
・電子データ(注1)の提供は、個々に登記事項証明書を取るのとは異なり、データのままで、地域を絞っての提供が可能。物件の同定に資するものと思料する。

(注1)データ形式はCSVファイルになります。土地の区画が不明確な場合や、広大な土地に複数棟建物がある場合など、広範囲に調査しないと建物の位置が特定できない場面での活用が考えられます。

議題２．神奈川県の空家等対策について

【神】　・平成28年度以降については、県住生活基本計画を改定中。
空家等対策もこれに含むが、予算がなくなる。

議題３．横浜市の空家等対策について

【横】　・所有者と行政だけで解決できる問題ではないと心得ている。
・管理不全空家対策に関し、未登記建物が多く、課税情報をもとに、相続人を探索している。
・また、登記情報から、連絡指導を行っている。
・放置建物について、利用することが前提でなく、そのままにされているものが多い。
・所有者による自主解体をサポートするのが主となる。

議題４．川崎市の空家等対策について

【川】　・協議会を立ち上げたばかりである。

議題５．相模原市の空家等対策について

【相】　・現在は、市民局生活安全課が担当している。
・協議会を設置した。
・パブリックコメントを募集中である。
・特定空家の定義を定めるため、情報提供を受け容れているところである。

議題６．質疑・情報交換・その他 ～フリートーク

【法】　・登記の実態・現状について、本来、現況を反映しなければならないもの。
制度上、表示は申請義務あるものがほとんど、権利は任意となっている。
・古い建物ほど、未登記が多いという現状がある。
・相続登記がなされないまま、放置された土地もある。
【横】　・登記情報の根拠や正確性は、どう捉えたらいいのか。
【法】　・担当部署によって、登記について、専門的知識がないところもあり、ばらつきがある。
・登記に関する知識について、互いに、勉強会をやってみるというのはどうか。
・納税義務者や管理者の追跡、数次相続があった場合など。
・申請は受け身だが、相続登記を促進する施策を考えている。
・自治体にも広報をお願いしたい。
【法】　・土地台帳のことは、自治体担当者には、知られているか。
・家屋台帳は廃棄されており、これによる家屋同定は困難。
【横】　・相続登記促進を計画に入れている。
・空家が負の財産になっている現状がある。
【法】　・日本の登記法制は、対抗要件主義を採っていることも、登記が促進されない原因かもしれない。

【調】・地籍問題研究会(3月19日開催)において、地籍情報の課題がテーマになっている。
【法】・集中豪雨が相次いだことをきっかけに、職権滅失の研究をしている。
・所有者の意思確認をどうするかが、課題となっている。
【川】・電子データの提供について、これまでは、紙ベースだったと思われるが、どのような形式で、手数料は、どうなるのか。
【法】・本局決裁後、地元法務局において、USBメモリで提供。既定の書式がある。
・物件が特定している場合は、紙の証明書の方がよいと思われる。
・電子データの利用は、特定の地域において、物件の同定作業を行うのに便宜と思われる。
【相】・まずは連携を強化し、相続登記についても、呼びかけ・啓発を行いたいが、どうか。
・パブリックコメント募集中だが、空家を増やさないのが先決と考える。
【法】・登記所の相談窓口に、行政のパンフレットを置くことは可能である。
【神】・電子データは、3政令市以外にも提供されるのか。
【法】・可能だが調査エリアを特定してほしい。また、利用目的が限定されている。提供まで、一定日数がかかることもある。
【神】・委託調査の場合、委託先にデータを渡せるか。
【法】・ここでの回答は控えたい。空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項は、提供の根拠法となる。
【調】・データの活用について、借地・借家の場合や、図面資料が存在しない場合は、物件の特定に困難が生じるが、どうか。
【横】・建物の所有者が不明の場合、土地の所有者に確認する場合がある。
【調】・登記の住所変更がなされていない場合が多いが、市の窓口で、転居届の受付の際など、啓発できないか。
【法】・住居表示について、行っている例がある。
【調】・法務省の予算の使い方はどのようになっているか。特定空家の指定は、まだだが。
【法】・代執行の場面での現場に関わる問題として、物件の特定の重要性を認識している。職権滅失を検討する余地もあり得ると考えている。
・代執行については、借地権の対抗要件の問題、担保権者の承諾も問題となる。
【法】・登記制度について、自治体との情報交換の必要性を痛感した。
・協議会参加の可能性については、声掛けをいただきたい。対応の余地あるものと考える。
【調】・日調連において、全国の取組をアンケート集計中である。我々は、社会貢献活動の一環として捉えている。
・大都市圏よりも地方の方がより問題が深刻である。しかし、関心が低いのが現状。
・協議会参加を目指している。
・研究成果が出たら、お知らせする予定。
【横】・登記簿上の住所について、該当なしの事案が多い。
・除票・附票の廃棄があると、追跡不可能となる。
【川】・外国人の住所については、どのように確認できるのか。
【法】・外国政府に公証制度があるものは、それに基づく。

空家対策は市町村によって担当する部署が様々で、また関連する部署も多肢にわたりますが、登記制度になじみの無い部署も多く含まれています。そこで神奈川県主催の「神奈川県空き家対策行政実務者会議」に法務局を招き登記制度についての講義を行うことを提案し、法務局、神奈川県双方の賛同を得ることができました。

最後に
～土地家屋調査士が空家問題に参画する意義

土地家屋調査士の業務は、土地の境界の測量など“現況の調査”が主たるものでした。土地家屋調査士の空家対策特別措置法への対応は、“新しいものを作っていく”というまちづくりの分野に積極的に関わっていくことができるか否か、が問われているのではないでしょうか。

土地家屋調査士は登記や境界を中心に業務に関連する知識も広範で、調整能力にも長けています。また、地元密着で地域の事情に精通している会員も多くいます。このことは空家問題の対処に大いに役に立てるものと考えます。さらに他の士業団体と共同し、自治体と自治会、市民とともに今後のまちづくりの役割を担えることを実証していきたいと思います。

寄附講座・出前授業

第２回　立命館大学における寄附講座（近畿ブロック協議会）

取材日：平成28年３月23日（水）

１　対象学部と学生

立命館大学政策科学部１年生から４年生まで（平成27年度受講登録者数実績：202名）平成27年度の評価実績は以下のとおり。

評価	得点	人数	割合
A＋	90％以上	2名	0.99%
A	80％～89％	26名	12.87%
B	70％～79％	67名	33.17%
C	60％～69％	66名	32.67%
F	59％以下 または 欠席５回以上	41名	20.30%

２　授業の概要と方法

土地や建物は我が国の法令上「不動産」と定義され、国民の貴重な財産であるとともに、国家の基盤でもあり、誰もが重要なものであると認識していることはいうまでもありません。また、不動産以外のものは動産であり、不動産と動産とでは法令上まったく異なる取扱いがなされます。しかし、多くの国民は不動産と動産の違いや不動産とはどういうものであるかについて正確な知識を持っているとはいえません。

我が国の法令下では不動産たる土地と建物は個別に所有権の対象となり、所有権者（所有者が誰であるのか）や不動産の物理的現況（その不動産はどこにあるどういうものであるのか）といった重要な情報については、誰もが分かるように登記をして公示（情報公開）をすることで、大切な不動産の取引の信頼性を確保したり、税の公平性を確保したりして、国家の基盤が造られています。そして、不動産の正確な物理的現況を不動産登記簿上に反映するために、「不動産の表示に関する登記」の手続が不動産登記法令により定められています。

近年、日本国内では空き家を始め現に利用されていない土地や建物の急増が大きな社会問題となっています。このように不活性化した不動産の問題解決においても不動産登記制度の活用が期待されており、その登記制度の基礎となる不動産の物理的現況の正確な把握と公示、すなわち国家資格者たる土地家屋調査士が業とする表示に関する登記制度の充実が、ますます重要性を増しています。

本講座では、国民の生活と経済活動に不可欠な国家の基盤でもある不動産について、現役の土地家屋調査士が講師となり、民法及び不動産登記法における基礎的な知識と、その調査・測量及び登記手続、さらには土地境界問題を解決する手続等を学びます。また、良好なまちづくりを進めていくために現場で活躍する実務家の見地から土地の境界と不動産の表示に関する登記等の解説を通して、国家基盤たる地図整備事業や境界問題解決に欠かせない土地家屋調査士の業務を学びます。

３　授業スケジュール

第１回　ガイダンス
～マンガでわかる土地家屋調査士のしごと～
第２回　国家基盤たる「表示の登記」の実務調査
～法務局へ行ってみよう！登記簿の編成、登記情報の見方～
第３回　日本の土地制度と歴史的沿革
～境界はいつからどのようにできたのか～
第４回　土地の登記
～土地とは一体なんだろう？～
第５回　土地に関する表示の登記
～その実務と実際～
第６回　境界論
～公法上・私法上の境界、占有境界、登記との関係～

第7回　地籍整備、不動産登記法14条の地図
～災害後復興から事前復興を目指して～
第8回　地籍整備に必要な測量に関する理論と実務
～これでバッチリ、登記所に備える図面の見方～
第9回　建物に関する表示の登記(普通建物)
～登記できる建物の認定　これ建物なのですか？～
第10回　建物に関する表示の登記(区分建物)
～今住んでいるマンションは一体だれのもの？～
第11回　立命館大学の不動産
～私たちの大学の不動産を考えてみよう～
第12回　まちづくりにかかせない不動産に関連する各種の法律
～各種法律からみる不動産取引の実務～
第13回　筆界特定制度と境界確定訴訟
～都市再開発事業を円滑に進めるために～
第14回　境界問題相談センター（ADR)での取り組み
～まちづくりの弊害を防げ～
第15回　まとめ

4　受講生の到達目標

(1) 不動産登記法の役割と仕組み及び不動産に関係する民法の基礎知識を理解し説明することができる。
(2) 不動産の表示に関する登記等の解説を通して、土地家屋調査士の業務と社会的な役割について理解し説明することができる。

5　講義内容、講義補助者等について

講師1名＋講師補助2名の計3名体制で講義を行う。前回の京都産業大学においては、講師補助は1名のみであったが、受講生について、京都産業大学が、約100名程度に対して立命館大学は、約200名と大人数のため、講師補助を2名としている。また、講師補助を行う者のうち1名は、担当講義の前の週の講師補助を行うように割り当てられている。

講義担当者に不測の事態(交通事故、急病等)が発生した際には、下記のとおりの対応を行う。

①トラブルが生じた場合の基本的な対応として、次回講義を担当する予定の講師が自己の担当する予定の講義を前倒しで実施する。
②担当講師間の連絡については、第三者を経由することなく直接当該講師間で行うこととし、各担当講師はサイボウズLive（後記10.参照)のプロフィールを編集して緊急連絡用の携帯電話番号を速やかに追加する。
③前倒しで講義を担当することとなった講師は、印刷申込が間に合うタイミングである場合には、印刷の申込みを行うが、申込期限を過ぎている場合には、講師の裁量で印刷を行う。ただし、出席レポートは出欠確認を兼ねているので、これだけは最低限必ず印刷して講義での配布を行う。
④このトラブル対策を実現するためには、概ね講義実施の2周間前にレジュメと出席レポートの原稿を作成しておく必要があるので、各担当講師はこれまで以上に時間的な余裕をもって資料等の作成を行うよう留意する。

6　講義資料等の作成・提供について

講義担当者は、担当する講義日の5日前の午前10時半までにレジュメ等の当日配布資料及び出席レポートの原稿を準備し、印刷依頼書とともにサイボウズLiveにアップロードする。立命館大学では、資料の印刷については、印刷業者が行うこととなっており、印刷期限の関係により、上記期限を採用している。

なお、前回の京都産業大学においては、学生が個々に印刷を行っている。

7　成績評価方法について

レポート課題及び出席により評価する。

出席レポートの採点は、4点満点で採点･評価する。評価のきざみは0.1点きざみとし、1.0点から4.0点の間で評価を行う。出席レポートに与える評価点数の最小値は1.0点とする。レポートに全く内容がなくても、欠席した生徒(出席レポートの提出がない学生)と区別するために1.0点を与えることとする。

8　成績優秀者について

予算を確保して、成績優秀者に対して表彰を行う方向で調整中である。

選定の基準は、過去の例に準じて「A＋」の優秀な成績を修めた者を対象とする方向で検討。

9　講義内容に対する質問等について

講義における出席レポートに質問欄を設けており、質問欄に書かれた質問については、必ず次回講義までに質疑応答集を作成し、サイボウズLiveにアップロードをする。また、担当した講義内容以外についての質問であった場合でも、可能な限り質問に答えることとする。微妙な内容を含む場合には講義を担当した講師と相談して回答を作成する。次の講義を担当する講師は、必要に応じて講義の中で取り上げることとする。

左：近ブロ加藤会長、右：講師大阪会加藤先生

10　講義で使用する用語について

講義対象学生が法学部の学生でないことも考慮し、用語集を作成されている。当初は、専門用語の解説をした用語集を発行する計画だったが、一度印刷してしまうと後の修正や、用語の追加が困難であることから、無料で使えるWikiサイト作成サービスSeesaa Wiki（シーウィキ、参考URL：http://wiki.seesaa.jp/guide/）を利用して、用語集を作成し、学生に情報提供を行っている。

（取材後に行われた第1講の日に116人の生徒が用語集を実際に閲覧している。）

11　講師間の連絡やデータのやりとりについて

サイボウズLive（グループチャットや掲示板、ファイル共有など、チーム運営に必要な機能を有しているインターネット上のグループウェアである。）を使用し、連絡、データの送受信等を行っている。前回の京都産業大学寄附講座においても講師陣の連絡手段として使用されている。

広報員　上茶谷拓平（京都会）

平成27年度　事務所形態検討チーム取材

訪ねてみました「土地家屋調査士法人」

事務所形態検討チーム
土井　將照

千葉県土地家屋調査士会
土地家屋調査士法人富士測量登記ネットワーク
奈良橋　達也　様

【取材の目的】

平成27年度に組成された「事務所形態検討チーム」では、現在さまざまな形態をとる事務所について、整理・分析を試みています。その中で、現行制度の持つ、いくつかの課題についても検討していますが、事務所形態については「従来型の個人事務所」、「土地家屋調査士法人」、「共同事務所」、「合同事務所」、「JV」など既に多様化していることを確認しました。これは、社会情勢や経済環境の変化、国民からの付託に応えるため、いろいろな努力と工夫を重ねた結果、様々な形態をとるに至ったものと考えられます。

現在のところ「従来型の個人事務所」が主流で事務所数も一番多い形態ですが、本チームでは、個人事務所の持つメリットやリスクの観点から、様々な事務所形態への転換や将来像についての検討を行いました。その検討の中で、個人事務所が保有・蓄積してきた筆界情報などの資産について、将来における紛争解決の資料としての有用性を考えたとき、その情報をどうやって保存していくことができるだろうかという問題が挙げられました。個人事務所を経営していた土地家屋調査士が、廃業や本人の死亡などにより、事務所継続ができなくなった場合の筆界情報資産の消失は、大変貴重な資料を失ってしまうことを意味します。筆界情報資産の継続活用という観点からみると、このことは個人事務所形態の持つ脆弱性の一つであるといえるでしょう。

また、土地家屋調査士業務を行うにあたり、現場作業での体力に自信が無くなってきたという方が、体力の減衰など肉体的な事由から廃業を考える場合があると考えられますが、そういう方々は、体力的な部分ではないところ、豊富な知識と卓越した説明話術など、活躍できる分野は十分にあるのではないかと考えられます。

上述した情報資産や知識の活用の可能性を検討すると「土地家屋調査士法人」という事務所形態は一つの選択として有用であるとの見方ができます。

本チームでは、土地家屋調査士法人の可能性について積極的に考えたところ、全国17,000名ほどの土地家屋調査士会員のうち、法人は250ほどしか設立されておらず、全体から見ると非常に少ないものであることから、土地家屋調査士法人の実際を取材することとなりました。

【土地家屋調査士法人富士測量登記ネットワーク　奈良橋会員との対談】

平成28年3月10日(木)、日本土地家屋調査士会連合会4階会議室において、土地家屋調査士法人富士測量登記ネットワーク(平成16年設立、社員：奈良橋達也会員、刈谷達志会員)の奈良橋達也会員に法人設立のきっかけや苦労話、そして現状についてのお話を頂戴しました。

Q.　法人を設立しようと思ったきっかけは何でしたか

打合せから新規の現場作業、特に立会いは必ず本職が行くことにしているのですが、業務の拡大を想定したときに、自分一人で全ての業務をこなすことはできません。そこで将来的な業務発展を考え法人を設立いたしました。設立にあたっては、同じ価値観を共有できるパートナーとの出会いが

連合会4階会議室での様子
奈良橋会員と事務所形態検討チーム

大切であり、法人の継続もパートナーとの関係が重要です。社員同士は平等な立場ですが、運営上の役割には違いがあります。お互いに尊重し合うことが大切と考えます。また、業務処理が困難な案件については、いつでも互いに相談できることも法人のメリットと考えます。

Q.　法人名「富士登記測量ネットワーク」の由来は何ですか

富士山は日本で一番高い山。土地家屋調査士としてお客様の信頼に応えられる一番を目指したいという気持ちからです。

Q.　法人設立にあたって大変だったことは何でしたか

平成16年の設立時には、設立に関するマニュアルが存在しませんでした。定款は知り合いの司法書士さんと一緒になって作成しました。マニュアルが無く手探りで進めていったことを記憶しています。今後、法人設立マニュアルがあると良いかも知れません。設立は、パートナーと業務経営の方針さえ決まれば手続は容易にできるかと思います。設立時にパートナーと話し合うことが重要です。この点は会社の設立と同じだと思います。

Q.　個人事務所時代と法人設立後で何か変化はありましたか

設立当初は受注量が少なかったのですが、徐々に増えていきました。土地家屋調査士が2名のため、仕事を的確に素早く処理することができますので、業務結果が次の業務につながり、営業活動と相まって業務受注量が増えていきました。仕事との関わり方ですが、共同事務所の場合とは異なり、法人で受託しますので業務量的に処理が困難な場合でも、土地家屋調査士同士助け合うこともできます。依頼者も、そして土地家屋調査士側からも双方に安心感があるかと思います。

Q.　土地家屋調査士法人にして良かったですか

良かったと思います。土地家屋調査士法人が少ないのは、会員も社会もこの制度の認知度が低いからではないでしょうか。土地家屋調査士試験に合格し土地家屋調査士登録を考える際に、土地家屋調査士法人は選択肢の一つと思います。また土地家屋調査士法人で経験を積むということも考えられます。土地家屋調査士法人は個人ではありませんので「人」がいる限り継続していきます。業務処理だけにとどまらず、資料保管のメリットやノウハウ継承の面、そして後継者育成にも可能性が感じられます。

Q.　土地家屋調査士法人制度について何か要望などはありますか

当初2名で設立しましたが、組織構成に変更が生じ社員が1名になってしまうと、法人存続の危機に陥ります。現行では一人法人が認められていませんので、期間内にパートナーを見つけ出せないと解散となってしまいます。法人の社員が安心できる法整備が必要なのではないでしょうか。

Q.　これから法人を設立したいと考えている方へ一言

法人設立に関してのポイントは、何といってもパートナー選びです。また、業務受託に関しては、正確で迅速丁寧な業務処理を行うことから発展していくと考えます。社会の変化に対応した親切丁寧な業務処理を行う法人がますます増え、土地家屋調査士の社会的地位がますます向上していくことを希望します。

このように奈良橋達也会員の法人は、設立には苦労したようですが、順調に業績を上げているようです。このほかにもいろいろなお話を頂戴しましたが、紙面の関係から全てをお伝えすることができないことをここにお詫び申し上げます。

【事務所の様子】

千葉県松戸市の事務所を訪ねました。事務所はビルの2階で、事務室と応接室の2部屋に分かれて執務されていました。

事務所入口。左が事務室、右が応接室。

千葉会作成のポスターが掲示されています

奈良橋会員　　刈谷会員

第31回定時総会及び第1回研修会の開催報告

平成28年6月7日(火)「ホテルメトロポリタンエドモント」(東京都千代田区) 2階「悠久」において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の第31回定時総会が開催されました。総会構成員である全公連役員と各協会理事長、来賓並びにオブザーバーの合計129名の出席を得て厳粛に行われました。開会前に平成28年熊本地震、福富省吾全公連元理事をはじめとする全国の物故社員に対する黙とうを行いました。

総会は、榊原典夫副会長による開会の辞の後、倉富雄志会長による挨拶、吉村秀一熊本協会理事長から<現状報告及び義援金等に対するお礼>がありました。

連絡協議会顕彰者の表彰の後、司会者の山田豊理事の指名により議長に山口協会の渡邉英雅理事長、副議長に広島協会の藤谷博司理事長が務めることになりました。

議事の内容は以下のとおりです。

第1号議案　平成27年度事業経過報告承認の件
第2号議案　平成27年度一般会計収入支出決算報告承認の件
第3号議案　平成28年度事業計画(案)審議の件
第4号議案　平成28年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

慎重に審議の下、全ての議案について執行部案をもって承認可決されました。

なお、執行部から説明された主な内容は下記のとおりです。

・公益法人会計に対する的確な情報収集と発信
・公益法人としてのガバナンス・コンプライアンスの情報提供
・災害時支援協定への対応と財源確保
・公益事業の推進と研究に関する情報収集とサポート
・地図作成の推進と対応
・嘱託登記業務の業務処理の適正化と発注形態の検討
・嘱託業務の品質確保への情報発信

議事に続いて、法務省民事局民事第二課長野口宣大様、同局民事第二課司法書士土地家屋調査士係長山村都晴様、国土交通省土地建設産業局地籍整備課長渡辺巧様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長山田猛司様、日本土地家屋調査士会連合会会長林千年様、同会副会長海野敦郎様、全国土地家屋調査士政治連盟会長横山一夫様、福井コンピュータ株式会社代表取締役杉田直様、アイサンテクノロジー株式会社取締役加藤淳様、同社取締役野呂充様を来賓にお迎えをし、祝辞を頂きました。

会場にて福井コンピュータ株式会社、アイサンテクノロジー株式会社と全公連の間で協定書の交換式を行いました。

協定の内容は、激甚災害時における協力に関する協定であり、国内の地震、風水害その他の激甚災害が発生した場合、企業の社会的責任として、2社から業務処理に必要な土木測量系CADソフトウェア等を無償貸与していただき、公益社団法人である協会においては、そのソフトを活用し、復旧・復興関係事業等に速やかに対応することで、それぞれ得意

総会ご来賓

協定書交換式

な分野における支援により、一日も早い復興・復旧を目的とした協定です。

最後に髙橋素介副会長より閉会の辞がなされ総会は終了しました。

総会後の懇親会には、衆議院議員塩崎恭久様、参議院議員前田武志様、衆議院議員小宮山泰子様、衆議院議員漆原良夫秘書渋谷朗様(代理出席)を始め関係諸団体の方々のご来賓を迎え盛会裡に終了しました。

翌6月8日(水)には平成28年度第1回研修会が開催され、「地籍調査の現状及び国土調査法第19条5項指定制度について」を演題として国土交通省土地建設産業局地籍整備課課長補佐峰嵜悠様から、また、「公益社団たる公嘱協会におけるコンプライアンス等」を演題として岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会顧問弁護士秋保賢一様からご講演をいただきました。

(理事　五島　弘)

会議経過及び会議予定

6月17日	全司協第19回未登記問題研究会
6月17日	中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
6月21～22日	日調連第73回定時総会
6月24日	第3回災害対応検討会
6月27日	全司協との協議会
6月27～28日	第2回正副会長会議
7月4～5日	第4回理事会
7月8日	北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
7月8日	全司協総会
7月25～26日	地図作成実務研修会
7月25～26日	第3回地図作成研究委員会
10月17～18日	第5回理事会
11月14～15日	臨時総会及び第2回研修会

国交省課長補佐峰嵜講師

弁護士秋保講師

会長レポート

REPORT

5月16日
～6月15日

5月

16日

有隣会と日本の未来を語る会

「有隣会と日本の未来を語る会」に横山全調政連会長と出席。有隣会所属の先生方には、土地家屋調査士制度に大変理解を頂いている。私の地元・岐阜選出の棚橋泰文先生や谷垣自民党幹事長が所属されており、両議員始め議連の先生方に挨拶させていただいた。

17日

春の褒章伝達式への参列及び民事局長への表敬訪問

福岡会前会長の草賀先生始め、土地家屋調査士は8名の皆さんが受章。あいにくの雨も重なり、進行が大幅に遅れ、受章者の方々もいろいろ大変だったが、皆さん晴れやかなご様子で安堵したところである。

黄綬褒章受章をお祝いする夕食会

恒例となった、黄綬褒章受章をお祝いする夕食会を東京ドームホテルにおいて開催。海野副会長とともに出席する。それぞれのお立場で長年にわたり制度発展にご尽力いただいたことに改めて感謝申し上げた。

18日

近未来政治研究会と語る集い

政策集団である近未来政治研究会と語る集いに出席。第一部では、SMBC信託銀行プレスティア投資企画部の尾河真樹氏が国際金融市場と日本と題して講演。第二部の懇親会で、議員連盟の方々や他士業からの出席者に挨拶。

19日

埼玉会　第71回定時総会

埼玉会の総会は、毎年他会の総会と重複することがなく、3年連続の出席となった。懇親会にも会員以外の関係者が数多く臨席され、いろいろな機会を通じて、制度広報に努めていただいている姿勢に感謝である。

20日

釧路会　平成28年度定時総会

釧路会は、北海道の中でも管轄区域が広大であり、研修会等の開催に導入しているライブオンシステムを更に充実したいとのこと。離島などを管轄する全国の単位会にも、大いに参考になる取組である。

22日

第16回「I LOVE KOBEの会」

盛山法務副大臣が主催されている「I LOVE KOBE」の会に出席。兵庫県土地家屋調査士政治連盟からも津村会長始め多くの役員の方が出席されていた。盛山副大臣には、特に不動産登記法第14条地図作成にご理解を頂いており、お礼を申し上げた。また、遠藤オリンピック、パラリンピック担当大臣が講演され、「とかく、メダルに注目が行きがちだが、車の自動走行、3D技術、認証技術、言語変換等々、競技以外でも国家の威信をかけた最新技術の発表の場であり、四年後の社会変化にも期待してほしい。」とのこと。

23日

衆議院議員柴山昌彦君の更なる飛躍を願う会

柴山昌彦衆議院議員の更なる飛躍を願う会に横山全調政連会長とともに出席。地元が埼玉であるため、埼玉会からも関根元日調連副会長始め多くの会員の方が出席されていた。柴山先生は、土地家屋調査士制度をたいへんご理解いただいている強力な応援団のお一人である。

25日

岩手会　平成28年度第65回定時総会における講演における講師

岩手会の総会開催前の時間に「土地家屋調査士の現状と未来像」と題して講演をさせていただく。

岩手会　平成28年度第65回定時総会

盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにて開催された岩手会の定時総会に出席。本年三か所目の単位会総会であるが、どこの会へお邪魔しても厳粛な空気の中にも各々地域の工夫が感じられる。とても誇らしいことである。

26日

茨城会　平成28年度定時総会

ホテルレイクビュー水戸において開催された、茨城会総会に出席。茨城会は全国的にも有名な橋本昌知事御本人にいつも御出席いただいている。本会、政治連盟を始めとした、日頃からの活動の結果であり、連合会としても嬉しいことである。

27日

広島会　平成28年度定時総会

広島会総会出席。当日は、オバマ・アメリカ合衆国大統領が現職大統領として初めて被爆地ヒロシマを訪問するという歴史的な一日であった。広島県土地家屋調査士会からは、常々建設的な要望、意見、提案を頂いており、直接、役員の皆さんと意見交換させていただくなど、有意義な総会出席であった。

宮城朝光氏黄綬褒章受章祝賀会

沖縄都ホテルで開催された、沖縄会の宮城朝光氏黄綬褒章受章祝賀会に出席。宮城先生とは年が同じであり、全公連、日調連の役員も同時期に務めた。制度発展への熱い思いや勉強意欲には、いつも敬服している。今後ともよろしくお願いしたい。

30日

東京会　第78回定時総会

全国の土地家屋調査士会の中でも最大規模の単位会らしい厳粛な総会であった。引き続き、様々な形で制度の発展へのご尽力をお願いした。

31日

和歌山会　平成28年定時総会

新幹線の事故に遭遇してしまい、和歌山会の皆さんをヤキモキさせてしまったが、なんとか総会出席。川口会長の人柄と役員歴などに改めて驚いた。執行部には若い方が多く、やる気がヒシヒシと感じられた。和歌山会を最後に本年の各単位会総会出席は終了。合計で8単位会に出席させていただいた。

6月

4日、5日

九州ブロック協議会　平成28年度定時総会

宮崎観光ホテルにおいて開催された、九州ブロック総会に海野副会長とともに出席。熊本地震対応で多忙の中、吉田会長はじめ熊本会役員の方々も出席され、支援への謝意や現状報告をされた。私からは、今後、予測される関連業務について、九州ブロックとしての対応もお願いさせていただいた。

7日

日本ADR協会　評議員会

現在、認証紛争解決事業者数は146事業者で、その内、土地家屋調査士会ADRが21会。大阪会が参画している公益社団法人民間総合調停センターは、専門団体、経済団体、消費者団体、自治体等が協力している機関であり、利便性が高いなど賛同意見が多かった。日本ADR協会主催のシンポジウムの案内も頂き、本年7月8日に「ADR利用者による評価を実務にどう活かすか」をテーマに開催予定である。

第31回写真コンクール　作品審査

加賀谷副会長、山本財務部長とともに写真コンクールの作品審査に出席。写真を始め、芸術のことはよく解らないが、専門家である写真家の先生の評価には、なるほどと感心する。動画と違って、一瞬で何かを語り表現するのが写真の魅力なのかもしれない。次回も多くの応募を期待したい。

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会第31回定時総会

ホテル・メトロポリタンエドモンドにて開催された全公連総会に海野副会長、横山全調政連会長とともに出席。30年間の実績に自負と自信を持って、次なる30年に向けての新たなスタートに期

待するとともに、登記所備付地図作成作業が政府の「骨太の方針2016」本文中にも明記されたこともあり、更なる協力などをお願いした。

8日

衆議院議員保岡興治モーニングセミナー

岡田副会長、横山全調政連会長、山本全調政連副会長とともに出席。「AIの衝撃 人口知能は人類の敵か」の著者であるKDDI総研の小林雅一氏が、今、話題の2045年問題について講演。その時、土地家屋調査士制度がどうあるべきかもグランドデザインの重要なポイントでもあると感じた。

10日

中部ブロック会長会議

愛知県土地家屋調査士会館において開催された、中部ブロック会長会議に日調連から小野常任理事、上杉理事、山﨑理事、小嶋理事とともに出席。7月に開催予定の「子ども霞が関見学デー」に愛知会のマスコットキャラクター、「きょうかい君」と「あいちゃん」の協力要請等させていただき、改めて地元ブロックの温かさに感謝である。

土地家屋調査士の本棚

道路・水路をめぐる境界立会い
―実務と課題―

境界立会実務研究会　代表 西本孔昭、田中淳子　著

A4判　360ページ
定価（税込）4,752円
割引価格（税込）4,276円
送料　460円
発刊元：新日本法規出版
発行日：平成28年5月23日

内　容

日本土地家屋調査士会連合会会長推薦

本書は、正しい境界（筆界）を見つけ、境界紛争を解決するためのもので、境界立会いのしくみに焦点をあてた唯一の書です。道路・水路の境界の成り立ちから、各地の境界立会いの実情、注目すべき境界確定事例まで幅広く取り扱っています。各地で使用される様式や図面、旧和紙公図や登記所地図、現地写真など、実務の参考となる資料を豊富に交えてわかりやすく解説しています。

発行・販売　新日本法規出版 営業局営業渉外部
〒162-0842　東京都新宿区市谷砂土原町2-4　KSビル2階
電話：03-3267-2898　　FAX：03-3235-1651
URL　http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_50940.html
E-mail　eisho@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版HP、TEL、FAXにてお買い求めください。

ちょうさし俳壇

第374回

鵜飼宿　深谷健吾

中庭に荒鵜遊ばせ鵜飼宿
代々の垂れを注ぎ足し鰻焼く
青梅雨の出で湯にけむる街路灯
軽井沢よりのお土産パナマ帽
軒先より鳴いて親呼ぶ燕の子

当季雑詠　深谷健吾選

茨城　島田　操

健脚の自慢の老へ青田風
茄子植ゑて朝な夕なをたのしめり
句心は一途なりけり松の芯
歩き初む児の赤い靴風薫る
信じ難き友の訃報や夏落葉

愛知　清水正明

麦笛が昭和レトロを呼び戻す
草笛に八十路の呼吸を確かめり
エンブレムは夢二ブルーや風薫る
智恵子抄の詩碑を仰げば青時雨
禅僧の下駄音かろし桐の花

岐阜　堀越貞有

また一つ子の部屋の空き春惜しむ
翌檜のごとくに育つ帰省の子
綿の花貰ひて鉢に挿しにけり
子離れの静もる我が家春惜しむ
瓜の黄朝一番に咲きにけり

今月の作品から　深谷健吾

島田　操

句心は一途なりけり松の芯

「松の芯」は、季語「若緑」の傍題。晩春の頃、松の新芽はぬきん出て若々しく勢いがいい。その新芽を「若緑」と言い、「緑立つ」「松の芯」とも言う。上五の「句心」と季語の「松の芯」との距離感の良さと取合わせが絶妙。措辞の「一途」により真摯な態度で俳句と対峙しておられる様が見て取れる。「句心」ある人とは俳句の心得のある人であり、嗜みの心のある人でもある。「松の芯」のように、いつまでも若々しく、真っ直ぐな句心で、ご活躍いただき、ご指導いただきたく思います。

清水正明

禅僧の下駄音かろし桐の花

「禅道場と桐の大木で名高い名古屋市の徳源寺」との添書あり、徳源寺での吟行句。「桐の花」は、落葉高木樹で、五月上旬、枝先に大型の円錐花序を直立させ筒状の紫色の高貴な花を多数つける。尚、桐の木は下駄材としては最上質。提句は、凛とした「禅僧」と紫色の高貴な花を咲かす季語の「桐の花」との取合わせは、付き過ぎかと思われるが、中七の「下駄音かろし」のフレーズにより、距離感が良くなり、見事な一句となった。尚、「桐花紋章」は、「菊花紋章」に次ぐ高貴な紋章。近代以降も「五七の桐」として日本国政府の紋章として用いられ、現在でも内閣総理大臣の紋章として使用。また、土地家屋調査士の紋章は「五三の桐」の真ん中に「測」入りの紋章である。

堀越貞有

また一つ子の部屋の空き春惜しむ

「春惜しむ」とは、行く春を惜しむ気持ちのこと。春は華やかな季節であるだけに、過ぎ去って行くものにしみじみとした感慨が湧く。季語の傍題に「惜春」。昔の子沢山の時代と違って、今では子が二・三人で、しかも各自ひと部屋と言うのが一般的な家庭の姿である。春と言えば、新たな出会いと別れのシーズンでもある。手塩に掛けて育てて来た子も大学進学の為、都会へ出て行き、空き部屋となった情景での一句か。「また一つ」のフレーズにより、喜びではなく淋しさを増幅させる惜春の情として感慨にふけっている様を見事に活写。素敵な一句である。

【ご投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名
◆俳号
◆俳句（一口3～5句程度）

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便：〒101-0061
東京都千代田区三崎町二丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会
広報部係

FAX：03-3292-0059
電子メール：rengokai@chosashi.or.jp

投句期間は前々月の1日から末日までの1か月間です。

投稿者について、これまでは会員のみを対象としてきましたが、広く投稿を募りたいとの考えから、**会員家族、補助者及び退会された方についても投稿できることとしました**ので、皆様でお誘い合わせの上、投稿していただけると幸いです。

これからも引き続きご投稿いただけますようお願いいたします。

地図が好きなあなたへ
～「地図倶楽部」誕生

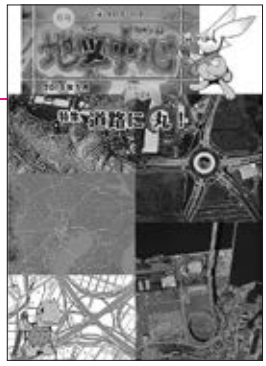
月刊「地図中心」表紙

2016年3月、地図が好きな人のための会員制クラブ「地図倶楽部」が誕生しました。地図の専門誌「地図中心」の年間購読をはじめ、会員向けの様々な特典をご用意しております。

「地図倶楽部」とは？

「地図倶楽部」は、一般財団法人日本地図センターが運営する、地図が好きで地図を愛する人が地図を楽しむための「倶楽部」です。ご入会いただくと、地図の専門誌・月刊「地図中心」(日本地図センター発行)の電子版がお読みいただけるほか、プレミアム会員の方には印刷版も毎月配本されます。このほかにも、地図に関する情報の入手や発信、講演会・見学会などのイベントへの優先参加、地図関連商品の割引購入、キャンペーンへの応募によるプレゼント獲得チャンスといった様々な特典を受けることができます。

また、会員向けウェブサイト「地図倶楽部デジタルライブラリー」では、地図・地理に関するさまざまな話題や情報を電子書籍形式でお届けします。地理の専門家の方から、「地図を眺めるのが好き！」という方まで、幅広くお楽しみいただけるコンテンツを提供してまいります。皆様のご入会をお待ちしております。

「地図倶楽部」会員特典のご案内

「地図倶楽部」の会員になると、以下のような特典を受けられます。

◆月刊「地図中心」の電子版が読めます。
◆プレミアム会員になると、電子版の閲覧だけでなく、紙媒体(印刷本)も毎月配送されます。
◆一般財団法人日本地図センターが主催する見学会、フィールドワーク、講演会、その他さまざまなイベントに優先的に参加できます。
◆一般財団法人日本地図センターがご案内する商品を割引価格で購入できます。
◆不定期で実施される会員向けのキャンペーンに応募すると、抽選で楽しい景品が当たります。

会員イベント開催風景(国土地理院見学会)

会員種別と年会費について

(1)プレミアム会員
年会費6,480円(税込)：プレミアム会員の方のみ、月刊「地図中心」印刷版(紙媒体)を毎月お届けします。もちろん電子版も読み放題！

(2)一般会員
年会費5,400円(税込)：入会資格制限はありません。

(3)シニア会員
年会費4,320円(税込)：入会時の満年齢が65歳以上の方。入会時に年齢を確認させていただきます。

(4)学生会員
年会費2,700円(税込)：大学生・大学院生・専門学校生の方。入会時に学生証を確認させていただきます。

(5)ジュニア会員
年会費2,160円(税込)：高校生(高校に相当する学校に在籍する方)または満年齢が18歳未満の方。入会時に年齢を確認させていただきます。

お問い合わせ先

地図倶楽部事務局
〒153-8522　東京都目黒区青葉台4-9-6
一般財団法人日本地図センター　文化事業部内
TEL：03-3485-5417　　FAX：03-3485-5593
mail：map-club@jmc.or.jp

「地図倶楽部」ウェブサイト
http://www.jmc.or.jp/map-club.html
「地図倶楽部デジタルライブラリー」
http://map-club.wook.jp/

法務省主唱“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

法務省保護局更生保護振興課

“社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

第66回運動の推進について

近年、一般刑法犯の検挙人員は減少傾向にあるものの、このうち再犯者の占める割合は増加傾向にあり、約5割に達します。犯罪や非行のない安全・安心な社会の実現には、犯罪や非行をした人の立ち直りを助け、彼らの再犯・再非行を防止することが大切です。そのために、国の機関が就労・住居確保支援など再犯の防止に向けた各種施策を進めていますが、地域や家族の絆の希薄化などにより、社会内で適切な支援を受けられないまま再び罪を犯してしまう人も少なくありません。犯罪や非行をした人が立ち直るためには、本人の努力はもちろんのこと、彼らの立ち直りへの意欲を認め、見守り、支えていく環境づくり、すなわち地域のチカラが欠かせません。

そこで、第66回運動では、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため、重点事項を以下のとおりとしました。

第66回ポスター

＜重点事項＞

①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと

②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと

③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること

“社会を明るくする運動”の趣旨に多くの方々に御賛同いただき、犯罪や非行からの立ち直りについて、地域社会の理解と協力の輪が広がっていくことを期待します。

■鉄拳さんが本運動のためにパラパラマンガを制作しました。YouTube「法務省チャンネル」を御覧ください。

■本運動の概要は「おかえり　更生保護」で検索してください。

鉄拳さんの“社会を明るくする運動”パラパラマンガのカット

国民年金基金から

国民年金基っ金ん

(∩ ´ ∀ `) ∩ﾜｫ

【加入した理由】

①土地家屋調査士である父の勧め。

開業する前から、**「国民年金だけだと、将来もらえる年金額がすごく少ない。開業したら、国民年金基金に入っておいた方がいいぞ！」**と父に言われた。
ふむふむ。。。どうやら入ったほうがいいらしい(..) φ”

②老後に備えて。

開業時は「仕事が来るかどうか」「基金に加入しても支払っていけるかどうか」等、不安でいっぱい。
しかし、**「『お金ができてから加入しよう！』と思っていたら、いつまでたっても加入できないぞ。加入しちゃえば、意外と払えちゃうものだから大丈夫！」**という父のアドバイスにより、「加入してみようかな？」と思い始めました。
今のところ、無事に払い続けられています！！

③節税対策になるらしい。。。

支払っていけるか不安になりつつも、「仕事がバンバン来ちゃったら、税金をいっぱい取られるのでは？」という不安もありました。
「基金への支払いが節税になるなら、税金としてではなく、将来の自分のために使いたい。」ということで、加入を決意。

「基金に加入しておいて良かった！」
と思える未来でありますように。。。

神奈川会　田中　明子

↓↓ブログで色々とボヤいています＼(°∀°)ノ↓↓
土地家屋調査士 あっこたん
http://yaplog.jp/akko-samurai/
「調査士あっこ」で検索！

このたびの熊本県熊本地方を震源とする地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震により被害を受けられた国民年金基金加入員の方の掛金等の取扱いにつきまして、次のとおり特例の取扱いを行うことにいたしましたのでお知らせいたします。

再加入等の取扱いについて

国民年金本体の保険料についてこのたびの地震で被災し、住宅、家財、その他の財産について損害を受けられたことにより、年金事務所長から「保険料納付の免除」が承認された場合、基金の加入資格がなくなることになりますが、その後、国民年金保険料の免除が終了した月の翌月の１日から１年以内に、再加入の申出を行った場合については、再加入後の掛金について特例が設けられますので、ご相談ください。

詳しくは
お問い合わせください

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル
0120-145-040
（平日 9:00～17:00）

8月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

8月15日までが

ご加入・増口のチャンス！

もしもこんなことが起こってしまったら？

建物の表題登記に際しての申請内容の誤りにより登記のやり直しを請求された。

病院と居宅の表題登記を依頼された際、区分建物で申請すべきところを一棟の建物として申請してしまったため、区分建物での登記のやり直し費用を請求された。

所有権抹消登記並びに区分建物表題登記及び所有権保存登記各費用として、合計810,640円の請求を受ける。

お役に立ちます！！
土地家屋調査士賠償責任保険

解決内容
＜土地家屋調査士の責任＞
土地家屋調査士の過失に基づくものであり、有責と判断

＜解決方法＞
示談(注：保険会社による「示談交渉のサービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、ご相談しながら進めさせて頂きます。)

＜保険適用＞
810,640円を損害額として認定

～資料請求はこちらまで～
日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口
(有)桐栄サービス　担当：三神
TEL：03-5282-5166

平成29年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア)　明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ)　日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目：面接のみ　※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、合否を決定します。**

◎**願書受付期間等**

A日程　**(1)願書受付期間…2016年10月13日(木)～10月26日(水)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)**

(2)試験日…2016年11月12日(土)　(3)合格発表日…2016年11月17日(木)

B日程　**(1)願書受付期間…2017年2月20日(月)　～3月3日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)**

(2)試験日…2017年3月16日(木)　(3)合格発表日…2017年3月17日(金)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方　まずは、入試要項をお取り寄せください！　詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは　日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

または　明海大学浦安キャンパス　入試事務室　047-355-5116（直）

明海大学　浦安キャンパス　OPEN CAMPUS 2016

7/17（日）、7/30（土）、8/6（土）、8/20（土）、9/11（日）、10/2（日）、11/13（日）

各日程　10：00～15：00　事前予約不要

◎当日は、体験授業や個別進路相談、キャンパスツアー、学食体験などにご参加いただけます。

詳細については、本学公式ホームページ(http://www.meikai.ac.jp)をご覧ください。

☆午前・午後の二部制のため、途中参加でも多くのプログラムに参加可能です。

※プログラムの内容などは変更する場合があります。

以　上

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年 5月 2日付

東京	7954	豊田 秀明	東京	7955	澤野 勳
埼玉	2620	濵野 真利	群馬	1047	須川 隆志
静岡	1781	内藤 准	大阪	3277	玉置 直矢
大阪	3278	藤原 盛雄	大阪	3279	品川 雅裕
愛知	2918	寺川 修司	石川	666	本多 猛
大分	836	杉本 哲	大分	837	諫本 源太
宮崎	802	三井 美佳	札幌	1192	衣澤 拓也

平成28年 5月10日付

東京	7956	角間健太郎	岐阜	1279	小川 正行
福岡	2294	與田 脩平	福島	1484	酒井 祥秀

平成28年 5月20日付

神奈川	3039	井野上 清	神奈川	3040	梶谷信太郎
群馬	1048	髙橋 均	島根	504	伊藤 祐士

登録取消し者は次のとおりです。

平成27年12月 4日付			鹿児島	988	中島 敏雄
平成28年 1月31日付			東京	6986	山下 幸弘
平成28年 3月22日付			東京	6944	濵中 博孝
平成28年 3月25日付			栃木	831	高橋 直
平成28年 4月 5日付			大阪	657	他谷伊佐男
平成28年 4月15日付			兵庫	1922	入江 和廣
平成28年 4月19日付			福岡	1606	松尾 隆
平成28年 4月20日付			新潟	1759	小林 博
平成28年 4月22日付			石川	505	山上 誠人

平成28年 5月 2日付

東京	5494	石塚 幸夫	静岡	995	西浦 邦泰
京都	345	杉井 茂	兵庫	1661	蕨岡 勝一
福岡	1688	池浦 種史	札幌	962	林 伸二

平成28年 5月10日付

東京	5385	相澤 正喜	埼玉	1831	田中 明良
千葉	2039	片岡 卓夫	静岡	1285	縣 敏雄
大阪	1804	増田多賀雄	広島	1145	井上 芳昭
岡山	1121	松本 知之	福岡	1248	古賀 一成

平成28年 5月20日付

神奈川	1939	荒川 行夫	千葉	2093	千葉 洋志
栃木	633	潮田 廣實	大阪	3255	辻本 峰一
大阪	3257	佃 茂明	京都	367	清水 明生
香川	406	落合 隆夫			

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年 5月 2日付

群馬	1047	須川 隆志			

平成28年 5月10日付

東京	7809	矢野 信義	千葉	2145	小沼 勝広

札幌会

「写真測量って聞いたことありますか？UAVを利用した写真測量」

札幌中央支部　菅原　巧

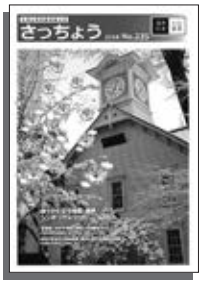

『さっちょう』第235号

写真測量って聞いたことがあるでしょうか？

写真測量とは簡単に言うと、航空機から撮影した写真を使用して、図化機という機械で現況図を作成することです。調査士の一次試験が免除になる、測量士補の受験をされた方なら何となく記憶に残ってるかも知れませんが、「パスポイント」とか、「タイポイント」だとか、「オーバーラップ」がどうのこうのとか…。わけのわからない問題ばかりで覚えるのに苦労されたのではないでしょうか？

そんな敬遠されがち？な写真測量を私は27年間も続けてまいりました。

あまり知られていないことかもしれませんが、国土地理院発行の1/25,000の地形図などは、写真測量で作成されているのです(1/50,000はそれを編纂したものです)。その他にも、1/2,500の都市計画図なども写真測量で作成されています。低い高度から撮影した写真を使用すれば、1/1,000とか、1/500の大縮尺の現況図まで作れてしまうのです。

えっ？写真からそんなことできるの？と思われがちですが、図化機を使用すれば可能なのです。しかも現地で測量するよりも、写真測量のほうが圧倒的に作業時間が短縮できるのです。

そんな便利な写真測量なのに、残念ながらまったく普及していないのが現状です。

なぜ普及しないのか？まず第一に、図化機がとても高額なのが原因です。今はデジタルになり、図化機自体がパソコンと変化したため多少安くはなりましたが、昔はアナログ図化機といって、生の大きな写真(23 cm × 23 cm)を使用していたのです。デカい・重い・値段は数千万円…。

※掲載画像は、私が昔使用していたアナログ図化機と同じものです。

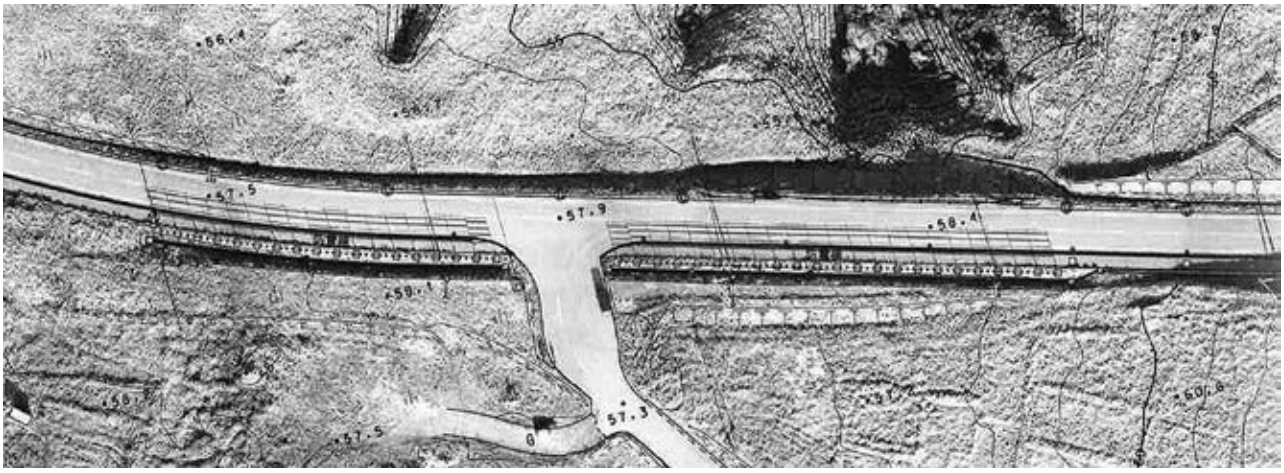

その次に普及しない原因なのが、図化機を操作する人間が育たないということです。図化機で写真を見ると、写真が3Dに見えるのです。チョット大袈裟かも知れませんが、まるで空を飛んでいるみたいな感覚になるのです。3Dで見えるからこそ、等高線なんかも描けてしまうのです。

でも当然、写真には等高線なんて写っているわけないですよね？不思議に思われるかも知れませんが、経験を積むことで見えない等高線が描けるようになってしまうのです。ある意味､職人芸ですね。

図化機を操作する人のことを「オペレーター」と言いますが、一人前のオペレーターになるまでに数ヶ月から一年以上かかります(個人差もありますが)。私の場合ですが、一人前になるまでベテランの人に弟子入りするような環境で、毎日ひたすら訓練させられたのです。目を凝らしての訓練なので、慣れるまでに気分が悪くなったり、極度に視力が落ちたりするのです(個人差もありますが)。ですから周りには途中で挫折した人も少なくありませんでした。忍耐力、それに向き・不向きもあるのです…。

もうひとつ普及しない原因なのが、撮影の金額が高いということです。当然、撮影は外注になりますが、一回の撮影で、数十万円は請求されてしまうのです。セスナ機などの航空機の床に、わざわざ穴をあけて、数千万円もする特殊なカメラを強引に載せてしまうのですから、撮影の金額も高くなるっていうのは当然かも知れませんが…。

といったことが原因で、写真測量ができるようになるまでには、あまりにもコストが掛かり過ぎるのです。普及しないのは当たり前の話だったのです…。

そんな一風変わった写真測量ですが、ここ数年、業務が激減してしまいました。

思いもよらない事態になったのです。私は写真測量専門の測量会社を経営しており、設立から8年目になりますが、なんと3年連続で赤字を出してしまったのです。人を一人雇っていたので、これはマズイぞっ‼という状況になってしまったのです。

そんな時に「UAV」に目を付けたのです。今、話題になっている「ドローン」というやつですね。(個人的にドローンという名称が嫌いなのでUAVとさせていただきます)

ひょっとして、これにカメラを付けて撮影ができれば？と思ったのです。もし自社で撮影ができるようになれば、赤字挽回のキッカケになることは間違いないと思ったのです。

そこで相棒と相談した結果、ダメ元でやってみようじゃないか！となったのです。

でも、そう簡単なことではなかったのです。様々な壁に当たることになるのです…。

そもそも操縦ができないでしょ…。どうしよう…。

色々と調べたあげく、パソコンのソフトでラジコンヘリのシュミレーターがあることがわかったのです。さっそく購入し、ラジコンヘリの操縦の訓練から始めたのです。

ですが、パソコンのモニターの中で離陸したとたん、ほんの数秒で墜落したのです。予想以上に操縦が難しかったのです。

その後、何百機と墜落させてしまうことになるのですが…。

でも私はその後、シュミレーターにすっかりとハマッテしまい、本物のラジコンヘリコプターを購入して、意味のない？背面飛行ができるくらいにまで腕を上げてしまいました(余談ですが)。

操縦に自信がついたところで安くて(10万円以下)小さなUAVを購入し、超小型の安価なカメラを付けて、色々な地形などを撮影してみました。

しかし、写真測量をするのには、図化機に対応したカメラが必要になります。それに対応できる大型の機体が必要になり、しかも、ある程度一定の高度で直線に移動し、連続して写真が撮影できることが必要不可欠になるのです。カメラの種類・レンズによっても違いがありますが、最低でも100ｍ以上の高さから撮影した写真でなければ使い物にならなかったのです。

手動で操縦するのには限界であることを感じました…。

そこでネットで調べた結果、GPSを乗せた機体が販売しており、なんと、自動で指示したルートを飛んでくれるらしいのです。でも異常に値段が高い…。買っても墜落したらおしまいだし…。はたして、ホントにそんなことができるのだろうか…。

だったら組み立ててみようじゃないか！となったのです。

もともと、ラジコンのノウハウが無かった相棒がネットで調べ出し、モーター・プロペラ・フレーム・バッテリー・GPS・配線・

意味不明な部品??等々を購入し、とうとう組み立ててしまったのです。相棒に指示されたとおりのハンダ付けだけは私がやりました(余談ですが)。市販されている3分の1程度の金額で完成させてしまったのです。

はたして本当に飛ぶのだろうか…。

半信半疑な気持ちで近くの山に持って行きました。そこでテスト飛行をしたところ、不思議な光景を目にしたのです。相棒が手動で離陸させた後に、送信機のスイッチをGPSモードに切り替えた瞬間、なんと、パソコンのグーグルマップ上で指示したとおりの位置に飛んで行き、十分な高さまで上がって方向転換したかと思うと、二つ目に指示した位置まで直線に移動し、きちんと帰ってきたのです！あの時の光景と感動は、きっと忘れることはないでしょう。

それ以降も、機体の振動で撮影した画像がブレてしまうのを無くしたり、飛行時間を稼ぐためにできるだけ軽量化したり等々、とにかく試行錯誤の連続でしたが、ようやく図化機で現況図を作成することができるようになったのです。

精度はどうなの？一番肝心なところです。現況図としての精度が悪ければ、誰も利用したいとは思わないのです…。

でも、長年の写真測量の知識と経験を生かせることができた結果、位置は5cm以内、高さが5cm前後しか、現地で測量した結果と変わらなかったのです。

現地で測量して現況図を作成しなければならない作業をUAVで撮影し、写真測量で作成することが可能になったのです。しかも早く、安くです！

その結果、予想以上に業務の問い合わせが来るようになりました。まるで小さな航空機を所有した感じですね…。

昨今、UAVを悪用したり、墜落事故などが多発しているようですが、うまく利用すれば大変便利なアイテムであることは間違いないでしょう。今後UAVを使用するにあたり、様々な飛行規制が掛かることは言うまでもありませんが、それに対応していかなければならない努力が必要になると思います。

最後に、今まで影の薄かった？写真測量ですが、UAVのような最新の技術を活用することで、もっと身近な存在になってくれることを期待しております。また、大変便利な測量方法の一つであることを理解していただけると幸いです。

※掲載画像の中で大型のプロッターがありますが、この画像は香川県の土地家屋調査士である山上英司様のご厚意により、ホームページから拝借したものです。

コラム

これは伝えたーい！

「UAVを利用した写真測量」のお話の末尾に画像の拝借掲載について触れておりますが、ここで、いただいたエピソードをご紹介いたしましょう。

執筆者である菅原会員から、あるホームページで見つけた画像をぜひお借りして寄稿したいとの申し出により、そのホームページにアクセスして画像を確認しました。

その後、HPの主に連絡を取り快諾をいただき、掲載にこぎつけております。

その主とは、香川県高松市に事務所を構え、香川県土地家屋調査士会　境界鑑定委員会委員長でもある山上英司先生です。

画像のあのスゴゴツイヤツは「WILD HEERBRUGG Stereo Plotter A8」であり以下、山上先生から頂いたお話を少々。

「当事務所のWILD A8は、オーストラリアの大学で使われておりましたが、高速道路の設計で需要のあった時代、列島改造に沸く日本へ渡って来ました。

全国各地の都市計画図を描き続け、高松市の下水道図面の仕事が、最後の花道であったと聞いています。

境界鑑定に活かしたいとの思いで、出雲のコンサルから引継ぎ、最後の余生を四国の調査士事務所で過ごしています。

移設の際は、東京のサービス会社の方と、オペレーターに出張していただき、丁寧に設置したもので、完動状態です。

しかし現実には、当会で実施しています司法修習生の研修に活躍したくらいで、今日のデジタル化の時代には場所だけを取るいささか時代錯誤の骨董品です。

こんなものでも、面白がって掲載してくれるのであれば、それは大いに嬉しいことです。

これが最後の活躍かもしれません、その雄姿を堂々と掲載してやってください。」

山上先生には突然のお願いにもかかわらず、エピソードを交えた返信をいただき、この場を借りて改めて感謝申し上げます…ということで大きい画像です！

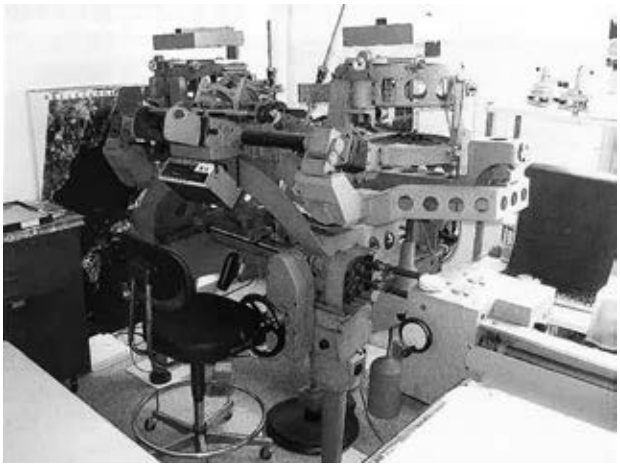

会務日誌

5月16日～6月15日

5月

17日、18日

第1回研修部会
＜協議事項＞
1　専門職能継続学習の運用について
2　新人研修の実施・検討について
3　eラーニングの拡充・整備と運用について
4　研修体系及び研修の充実の検討について
5　研修情報の公開の活用・推進について
6　研修用教材の運用・更新について
7　土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
8　ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発について

6月

8日

第2回編集会議(電子会議)
＜協議事項＞
1　「事務所運営に必要な知識」について
2　土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介について
3　会報の編集状況について
4　会報の取材について
5　本年度の会議日程について

13日、14日

第1回業務部会
＜協議事項＞
1　第73回定時総会の質問・要望の対応について
2　各土地家屋調査士会からの照会等について
3　コンプライアンスプログラムの改訂について
4　土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する実態調査について
5　筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について
6　平成28年度事業計画の展開について
7　筆界特定制度に関する事項について
8　登記測量に関する事項について
9　土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について

15日

第2回特別研修運営委員会
＜協議事項＞
1　第12回土地家屋調査士特別研修について
2　第13回以降の土地家屋調査士特別研修について

第1回総務部会
＜協議事項＞
1　第73回定時総会の対応について
2　連合会第74回(平成29年度)定時総会の日程及び会場について
3　土地家屋調査士会からの照会等について
4　会員からの照会・要望について

編 集 後 記

一年に一度のスペシャルデー

梅雨が明ければ本格的な夏、7月は炎暑の季節です。今年も昨年同様に厳しい暑さになるようです。まずはご自身に「猛暑がやってくるぞ。」としっかり言い聞かせてください。人の体とは不思議なもので、意識することで体が暑さに対応していく構えができるようです。どうか上手に暑さと向き合い、熱中症対策などもしっかり行い、元気にお過ごしになられますように。

暑い夏の日、青空にぽっかり浮かぶ白い雲。誰もが思い描ける情景ではないでしょうか。綿菓子やシュークリームみたいなおいしそうなその『綿雲』は大きくなって夏雲の主役『入道雲』へと変身します。この雲が湧きあがり、風向きが変わり、風の匂いもちょっと変わってきたら夕立ちが来る合図。あたりが急に暗くなりザァーと大粒の雨が落ちてくる。雷様もよくその雲に乗ってやって来ます。もくもくと綿を積み重ねたような入道雲は、峰々の重なりのようにも見え「雲の峰」といわれます。青空と刻一刻と変化する夏の雲、雄大な峰が現れることも多くなり、天の光景へと視点を動かすと、ただ暑いだけの夏ではなくなるかもしれません。

さて、今月末日は土地家屋調査士制度が誕生した土地家屋調査士法施行の日、今から66年前のことです。皆さんにとってご自身の誕生日はどのような存在ですか。一つ歳を重ねる特別なその日、流されがちな日々にあって呼吸を整えるように、ちょっと立ち止まって足元を確認、心新たに顔を上げまた歩き出す、そんな機会を与えてくれる折り目の日ではありませんか。7月31日は土地家屋調査士の誕生日です。人にも物事にも、今に至る歴史があります。今月の連載『事務所運営に必要な知識』は、「歴史を振り返る、現在、未来」と題して長野会松本誠吾会長から土地家屋調査士の歴史について寄稿いただきました。『土地家屋調査士の日』は、更なる制度充実へと、連合会、各土地家屋調査士会、会員は、連携と結束を強め、会務運営や日常業務を通して社会に貢献していく社会的使命を再確認する機会、折り目の日でありたいと願います。

広報部次長　上杉和子（三重会）

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　　1部　　100円
　　1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　林　千年

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社